

平成30年 9 月 5 日開会

平成30年 9 月21日閉会

平成30年三宅町議会 第3回定例会会議録

三 宅 町 議 会

平成30年9月三宅町議会第3回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (9月5日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
選任第3号の上程、採決	9
認定第1号～認定第6号、議案第34号～議案第39号の上程、説明	9
報告第3号の上程、説明	16
同意第7号の上程、説明、質疑、採決	17
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
散会の宣告	20

第 2 号 (9月10日)

出席議員	23
欠席議員	23
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	23
職務のため会議に出席した者の役職氏名	23
議事日程	24

開議の宣告	25
議事日程の報告	25
認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について	25
議案第34号～議案第39号の各委員会付託について	25
一般質問	26
辰 巳 光 則 君	26
松 田 晴 光 君	35
衣 川 喜 憲 君	38
池 田 年 夫 君	43
森 内 哲 也 君	52
松 本 健 君	62
散会の宣告	69

第 3 号 （9月21日）

出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	71
職務のため会議に出席した者の役職氏名	71
議事日程	72
開議の宣告	73
議事日程の報告	73
特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決	73
町長挨拶	86
閉会の宣告	87
署名議員	89

三宅町告示第 89 号

平成 30 年 9 月三宅町議会第 3 回定例会を
次のとおり招集する

平成 30 年 8 月 20 日

三宅町長 森 田 浩 司

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 招集日時 | 平成 30 年 9 月 5 日 水曜日
午 前 10 時 00 分 開 会 |
| 1. 招集場所 | 三宅町役場 3 階 議会議場 |

平成30年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

平成30年9月 5日水曜日
平成30年9月21日金曜日
17日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	9月5日水曜日	午前10時00分	定例会開会 (提案説明・諸報告)
第2日目	9月6日木曜日		休会
第3日目	9月7日金曜日		休会
第4日目	9月8日土曜日		休会
第5日目	9月9日日曜日		休会
第6日目	9月10日月曜日	午前10時00分	議会再開(一般質問等)
第7日目	9月11日火曜日		休会
第8日目	9月12日水曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会 (一般会計・特別会計) (総務建設)
第9日目	9月13日木曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会 (一般会計・特別会計) (福祉文教)
第10日目	9月14日金曜日	午前9時30分	総務建設委員会
第11日目	9月15日土曜日		休会
第12日目	9月16日日曜日		休会
第13日目	9月17日月曜日		休会
第14日目	9月18日火曜日	午前9時30分	福祉文教委員会
第15日目	9月19日水曜日		休会
第16日目	9月20日木曜日		休会
第17日目	9月21日金曜日	午前10時00分	定例会再々開

平成30年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成30年9月5日水曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬 角 清 司	松 本 健	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
植 村 ケイ子	川 口 靖 夫	池 田 年 夫
辰 巳 勝 秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	松 浦 功 治
教 育 長	澤 井 俊 一	監 査 委 員	片 岡 嘉 夫
総 務 部 長	岡 橋 正 識	みどり・インバウンド推進部長	森 本 典 秀
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	健康子ども局長	宮 内 秀 樹
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	教育委員会事務局長	東 浦 一 人
会 計 管 理 者	吉 田 明 宏		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	大 西 紗友子
モニター室係	小 西 魁 人		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

8 番 議 員	川 口 靖 夫	9 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	---------	---------

平成30年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成30年9月 5日 水曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | (1) 会計監査報告 |
| | (2) 健全化判断比率及び資金不足比率報告 |
| 日程第4 | 選任第3号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 認定第1号 平成29年度三宅町一般会計決算認定について |
| 日程第6 | 認定第2号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第7 | 認定第3号 平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第8 | 認定第4号 平成29年度三宅町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第9 | 認定第5号 平成29年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 認定第6号 平成29年度三宅町水道事業会計決算認定について |
| 日程第11 | 議案第34号 平成30年度三宅町一般会計第1回補正予算について |
| 日程第12 | 議案第35号 平成30年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第36号 平成30年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第37号 平成30年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第15 | 議案第38号 平成30年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について |
| 日程第16 | 議案第39号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第17 | 報告第3号 専決処分の報告について |
| 日程第18 | 同意第7号 三宅町教育委員会委員の任命について |
| 日程第19 | 発議第4号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議 |
| 日程第20 | 一般質問について |

◎議長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 皆さん、おはようございます。

定刻1分前ではありますが、皆さんおそろいですので、始めたいと思います。

平成30年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席いただき、ありがとうございます。

本年、平成最後の夏は40度を超える酷暑になり、西日本豪雨、連続しての台風と自然災害が報じられる中、昨日の関西方面を直撃しました勢力の大きな台風21号により、各地で甚大な被害が発生しておりますが、本町においては大きな被害もなく、少し安堵したところであります。町長を初め職員の皆様、災害応急対応にご苦労さまでした。引き続きよろしくお願いいたします。

さて、本日提案されております議案につきましては、平成29年一般会計決算を初めといたします選任1件、認定6件、議案6件、報告1件、同意1件、発議1件が提出されております。議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう、議事運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして開会の挨拶としたいと思います。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いしておきます。

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 開会に先立ち、森田町長よりご挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

本日、ここに平成30年9月三宅町議会第3回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多忙の中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また議員の皆様方には、日ごろより町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

きのうは台風21号による強風が吹き荒れ、報道でもご承知のとおり各地で被害が発生しており、関西空港では風速58.1メートルを記録し、浸水や連絡橋の破壊により3,000人が孤立していると各紙が報じております。

本町におきましては早目の避難を呼びかけ、午前8時30分に文化ホールを自主避難所として開設し、17世帯24名の方が避難され、自治会・自主防災会により運営していただいた避難所もあり、2カ所で16名の避難者があったと報告をいただいております。

各ご協力いただきました関係各位に、この場をおかりいたしまして感謝を申し上げる次第でございます。

また、大雨による河川増水などによる影響はありませんでしたが、風速25メートルを超える暴風雨により、軽傷者1名、公共施設では中央公民館、浄水場、小学校、中学校、町営住宅で屋根や窓ガラスなど損壊が確認されておりますが、道路上の倒木や飛来物は昨日中に撤去を完了しており、ライフラインでは一部の地区で4戸の停電が発生しましたが、昨日中に復旧を確認しており、今のところ甚大な被害は現在報告されていません。引き続き情報収集に当たっておりますが、個人住宅等の被害にあつては罹災証明書の発行事務等、必要な事務を遅滞なく行ってまいります。

なお、公共施設の修繕に係る予算措置につきましては、詳細な調査を行っておりますので、議員皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

近年、異常気象と言える豪雨が各地で発生し、西日本の広域にわたって大きな被害を及ぼした平成30年7月豪雨では、死者・行方不明者が230名以上、経済的損失は2,000億円に上る痛ましい結果が報告されております。日々懸命な復旧が続いておりますが、今なお避難生活を送る方が多数おられ、通常の生活を取り戻すには相当の期間を要するものであります。本町では、7月17日より義援金の受け付けを開始し、多くの皆様方から集まった支援は、8月末において日本赤十字社を通じ、送金を行っております。引き続きさらなる支援を呼びかけてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

ほかにも、8月9日には本町の自主防災組織連絡協議会、社会福祉協議会、町職員合わせて10名で岡山県倉敷市真備地区を訪れ、災害ボランティア活動を行いました。被災家財や土砂の搬出など、いまだ復旧作業は初期段階にあったことから、今後も情報収集を行い、継続的な支援が必要と感じております。

本町においても、迫りくる災害に対する備えと、被害を最小限に食いとめるよう、自助・共助・公助のそれぞれの果たす役割をしっかりと確認し合いながら、地域防災計画の改定を進めてまいりたいと考えております。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成29年度一般会計決算を初めとする決算認定6件、平成30年度一般会計補正予算を初めとする補正予算5件、議決案件1件、専決

処分事項報告 1 件、人事の同意 1 件の、計14件の重要案件をご提案申し上げますが、何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（植村ケイ子君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成30年 9 月三宅町議会第 3 回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 1 0 時 0 6 分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村ケイ子君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により 8 番議員、川口靖夫君及び 9 番議員、池田年夫君の 2 人を指名します。

◎会期の決定

○議長（植村ケイ子君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日 9 月 5 日より 9 月21日までの17日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日 9 月 5 日より 9 月21日までの17日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、

ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（植村ケイ子君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡嘉夫代表監査委員より監査報告を求めます。

片岡監査委員。

○監査委員（片岡嘉夫君） それでは報告させていただきます。

監査委員報告。

去る8月22日、瀬角清司監査委員とともに、平成30年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

平成29年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算、平成30年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について検査を行い、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。地方自治法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われており、特に問題として指摘するところもなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成30年9月5日、代表監査委員 片岡嘉夫。

○議長（植村ケイ子君） 次に、岡橋総務部長より健全化判断比率及び資金不足率報告を求めます。

岡橋総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） ただいま議長からご指示がございました、健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算指標を算定した報告書を作成し、議会に提出するものでございます。

お手元に配付しております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてをごらんください。

実質赤字比率並びに連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は6.5%と、昨年度に比べ増加いたしております。将来負担比率の60.6%につきましても、昨年度に比べ増加しております。その主な要因は、普通交付税額等の収入面での減少によるもの及び平成29年度に一般会計から公営企業への繰出基準額の算定方法が一部変更されたことにより、将来負担比率が

増加したものでございます。資金不足比率はなしでございます。現在は健全段階にあることを報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎選任第3号の上程、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第4、選任第3号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

決算審査のため、決算審査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により9名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

よって、議長及び委員9名をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第12条の規定はありますが、私のほうで指名をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくことといたします。

それでは、特別委員会委員長に池田年夫君、副委員長に瀬角清司君を指名いたします。

◎認定第1号～認定第6号、議案第34号～議案第39号の上程、説明

○議長（植村ケイ子君） お諮りします。

日程第5、認定第1号 平成29年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第18、同意第7号 三宅町教育委員会委員の任命については、既に招集通知とともに配置いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしたいと思います。

なお、採決は起立をもって行います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第5、認定第1号 平成29年度三宅町一般会計決算認定についてより日程第16、議案第39号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更についてまでの認定6件、議案6件を一括上程といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

まず、認定第1号 平成29年度三宅町一般会計決算認定から認定第5号までの各特別会計の決算認定及び認定第6号 三宅町水道事業会計決算認定については、先ほど報告がございました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく提出をいたしております。

なお、認定第1号から認定第5号までは、後ほど会計管理者が説明を申し上げます。

認定第6号 平成29年度三宅町水道事業会計決算認定については、収益勘定による収入額は1億8,106万22円、支出額は1億6,866万2,988円で、収支差引額は1,239万7,034円となっております。また、資本勘定による収入額は3,271万2,000円、支出額は4,548万6,093円で、収支差引額は1,277万4,093円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

続いて、補正予算5件について説明いたします。

議案第34号 平成30年度三宅町一般会計第1回補正予算について、歳入からご説明いたします。

8ページ、9ページをごらんください。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金では、介護保険料軽減強化負担金の過年度分について3,000円の増額を行っております。項3国庫委託金、目2民生委託金では、

電算システム改修に係る国民年金事務等交付金51万9,000円の増額を行っております。

款14県支出金、項1県負担金、目2民生負担金では、介護保険料軽減強化負担金の過年度分について1,000円の増額を行っております。項2県補助金、目2民生負担金では、ひとり親家庭等医療費助成及び乳幼児医療費助成補助金の追加交付に伴い、69万8,000円の増額を行っております。

10ページ、11ページをごらんください。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金では、前年度繰越金の確定に伴い、9,665万7,000円の減額を行い、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金では、前年度歳計余剰金繰越金1億6,504万7,000円の増額を行っております。

款19諸収入、項6雑入、目1雑入では、自治総合センター助成金100万円の増額、消防助成事業10万7,000円の増額、その他助成金として当初に計上していましたまちなか再生支援事業補助金を、次に説明いたします過疎対策事業債への財源変更を行ったことから、473万円減額したことにより、目合計で362万3,000円の減額となっております。

款20町債、項1町債、目1総務債では、臨時財政対策事業債を503万7,000円減額し、過疎対策事業債450万円を増額したことにより、目合計で53万7,000円の減額となっております。

続きまして、歳出の説明をいたします。

12ページ、13ページをごらんください。

款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費では、地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員制度への移行が必須となることから、新たな条例設置等関係例規の整備に向けての支援業務委託料205万2,000円の増額、目4企画費は歳入財源の更正、目6諸費ではコミュニティー助成事業の採択に伴う石見自治会への補助金として100万円の増額、目8財政調整基金費では公債償還基金積立金6,387万円の増額、目9ふるさと納税基金費において201万4,000円の増額を行っております。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、心身障害者医療助成事業及び障害児支援事業における平成29年度実績の確定に伴い、国・県補助金の償還金及び返還金として75万2,000円の増額を行い、目2老人福祉費では重度心身障害老人医療費助成事業における平成29年度実績の確定に伴い、県補助金の償還金16万1,000円の増額を行い、目4国民年金費では制度改正に伴うシステム改修の電算委託料51万9,000円の増額を行っております。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、産前産後サポート事業において、平成29年度実績確定に伴い、国庫補助金の返還金48万3,000円の増額を行っております。

14ページ、15ページをごらんください。

款 8 土木費、項 3 都市計画費、目 4 下水道費では、公共下水道特別会計資本費平準化債の確定に伴い、一般会計繰出金の減額を行っております。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 3 非常備消防費は、歳入財源の更正を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出においておのおの6,545万1,000円の増額を行い、予算総額を36億545万1,000円と定める補正予算の提出を行ったものであります。

次に、議案第35号 平成30年度三宅町国民健康保険特別会計第 1 回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

7 ページ、8 ページをごらんください。

款 6 繰入金、項 2 基金繰入金、次の款 7 繰越金、項 1 繰越金において、基金繰入金1,492万2,000円及び前年度繰越金376万円の増額を行っております。

歳出の説明をいたします。

9 ページ、10ページをごらんください。

款 6 保健事業費、項 2 保健事業費、目 1 保健事業費では、特定健診対象者のうち歯周病健診申込者の増加を見込み、受診率目標を上方修正したことから、役務費委託料で87万9,000円の増額を行っております。

款 8 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金では、平成29年度実績の確定に伴い、国庫支出金及び県支出金の返還金1,780万3,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におのおの1,868万2,000円を増額し、予算総額を 8 億668万2,000円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第36号 平成30年度三宅町後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

7 ページ、8 ページをごらんください。

款 5 繰越金、項 1 繰越金において、前年度繰越金 2 万2,000円の増額を行っております。

9 ページ、10ページをごらんください。

歳出におきましては、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金において、負担金 2 万2,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におのおの 2 万2,000円を増額し、予算総額を 1 億2,316万円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第37号 平成30年度三宅町介護保険特別会計第 1 回補正予算について、歳入か

らご説明いたします。

8 ページ、9 ページをごらんください。

款 5 支払基金交付金、項 1 介護給付費交付金では、目 1 介護給付費交付金において、平成 29 年度の介護給付費交付金で 11 万 1,000 円の増額を行い、款 7 繰入金、項 2 繰入金では、基金からの繰入金 500 万 3,000 円の減額、款 9 繰越金、項 1 繰越金では、前年度からの繰越金 3,370 万円の増額を行っております。

歳出のご説明をいたします。

10 ページ、11 ページから続いて 14 ページ、15 ページまでをごらんください。

各項目における補正額の財源内訳について、歳入でご説明をいたしました基金繰入金と繰越金による財源更正を行っております。

16 ページ、17 ページをごらんください。

款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金では、平成 29 年度実績の確定に伴い、国庫支出金及び県支出金の返還金 551 万 5,000 円の増額を行い、款 8 基金積立金、項 1 基金積立金では 2,329 万 3,000 円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの 2,880 万 8,000 円を増額し、予算総額を 7 億 6,880 万 8,000 円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

続いて、議案第 38 号 平成 30 年度三宅町公共下水道事業特別会計第 1 回補正予算について、歳入からご説明をいたします。

10 ページ、11 ページをごらんください。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金では 540 万円の減額を行い、公共下水道資本費平準化債の発行額の確定に伴い、次の款 5 町債、項 1 町債で 540 万円の増額を行っております。

12 ページ、13 ページをごらんください。

歳出におきましては、各項目における補正額の財源内訳について歳入でご説明をいたしました繰入金と町債による財源更正を行っております。

以上で補正予算 5 件の概要説明を終わります。

続いて、議決案件についてご説明をいたします。

議案第 39 号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更については、平成 29 年 9 月に議決を賜り策定をいたしました、三宅町過疎地域自立促進計画において、新たに対象となる事業の追加を行い、地方債対象の拡充を行うため、奈良県への変更協議を行い、8 月 17 日をもって同意を得ましたので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の

規定により、議会の議決をお願いし、計画の変更を行うべく提出するものでございます。

以上が、本定例議会に提出いたしました認定第1号から議案第39号までの概要説明であり、議員各位におかれましては慎重審議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、引き続き吉田会計管理者より説明を求めます。

吉田会計管理者。

○会計管理者（吉田明宏君） それでは、認定第1号から認定第5号までの、平成29年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

決算書の1ページ、決算一覧表をごらんください。

まず初めに、認定第1号 平成29年度三宅町一般会計の決算につきましては、当初予算額36億7,000万円でありましたが、その後8回の補正予算により5,678万2,000円を減額し、これに前年度からの明許繰越額4,538万3,000円を加え、最終予算額は36億5,860万1,000円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額35億8,385万4,771円、歳出総額33億8,266万3,237円となり、歳入歳出差引額2億119万1,534円を、平成30年度へ繰り越しを行いました。内訳といたしまして次年度への繰越明許繰越金として公共施設耐震化事業、環境衛生費、近鉄石見駅周辺整備事業、交通安全対策事業、社会資本整備総合交付金事業の一般財源分2,614万4,000円と、純繰越金1億7,504万7,534円であります。

なお、収入未済額は町税負担金、使用料等を合わせ1,048万4,266円になります。

次に、認定第2号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計決算は、当初予算額9億8,000万円でありましたが、その後5回の補正予算により1,182万3,000円を減額し、最終予算額は9億6,817万7,000円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額9億4,958万7,789円、歳出総額9億4,396万4,074円となり、歳入歳出差引額562万3,715円を平成30年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額は国民健康保険税で819万3,223円になります。

認定第3号 平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算は、当初予算額1億1,032万9,000円で、その後3回の補正予算により208万8,000円を増額し、最終予算額1億1,241万7,000円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額1億1,159万1,108円、歳出総額1億1,156万9,508円となり、

歳入歳出差引額 2 万 1, 600 円を平成 30 年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額は後期高齢者医療保険料で 9 万 9, 500 円になります。

認定第 4 号 平成 29 年度三宅町介護保険特別会計決算は、当初予算額 7 億 7, 500 万円で、その後 3 回の補正予算により 3, 241 万 8, 000 円を減額し、最終予算額 7 億 4, 258 万 2, 000 円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額 7 億 2, 213 万 8, 141 円、歳出総額 6 億 8, 833 万 7, 586 円となり、歳入歳出差引額 3, 380 万 555 円を平成 30 年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額は介護保険料で、219 万 3, 620 円になります。

認定第 5 号 平成 29 年度三宅町公共下水道事業特別会計決算につきましては、当初予算額 3 億 8, 560 万円でしたが、その後 3 回の補正予算により 885 万 1, 000 円を減額し、これに前年度からの明許繰越額 94 万 4, 000 円を加え、最終予算額は 3 億 7, 769 万 3, 000 円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額 3 億 7, 041 万 6, 900 円、歳出総額 3 億 7, 041 万 6, 900 円となり、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

なお、収入未済額は下水道使用料で 423 万 570 円になります。

次に、一般会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の 156、157 ページをお開きください。

(1) 土地及び建物について。

土地においては普通財産「田畑」では 854 平方メートルの減となっておりますのは、事業残時の売却によるものであります。また建物においては行政財産・公共用財産「公民館」で 131 平方メートルの減となっておりますのは、東屏風地区における今後の地域コミュニティ活動の拠点として、自主的・自立的な活動を支援していくため、中央公民館東屏風分館を譲渡したことによるものであります。

1 枚めくっていただいて、158 ページの (2) 出資による権利では、変更はございません。

(3) 物品につきましては、軽自動車 1 台の増となっております。

(4) 債権は、水洗便所改造資金貸付金において、決算年度中 9 万円の返済がございましたので、年度末現在高はゼロ円となっております。

(5) 基金では、預金利子による積み立てを行った基金といたしまして、財政調整基金で 132 万 7, 763 円、公債償還基金で 87 万 9, 225 円、消防基金で 15 万 186 円、公共下水道整備対策基金で 4 万 1, 098 円、地域振興基金で 36 万 87 円、小学校施設整備基金で 3 万 7, 000 円の増額となっており、公共施設等整備基金では預金利子による積み立てとして 18 万円並びに山辺広域一

般廃棄物の処理事務委託に係る精算金として832万9,039円の積み立てを行い、年度中増減高は850万9,039円の増額となっております。また、ふるさと納税基金では平成28年度分における寄附額から経費を除いた額762万2,597円並びに預金利子604円の積み立てを行い、三宅町の魅力を育む各種事業に充てるため、210万1,330円の取り崩し、年度中増減高は552万1,871円の増額となっております。

また、国民健康保険特別会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の203ページをお開きください。

(1) 国民健康保険財政調整基金では、医療費の増大に伴い3,000万円を取り崩すことによる減額となっております。

最後に、介護保険特別会計に係る「財産に関する調書」についてご説明いたしますので、決算書の267ページをお開きください。

(1) 介護給付費準備基金は、預金利子による5万2,251円を積み立てたものであります。

以上が、平成29年度三宅町一般会計並びに各特別会計の決算概要であります。

詳細につきましては、後日決算審査特別委員会におきまして説明資料等によりご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げ、本日の説明を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ただいま、町長並びに会計管理者の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、10日月曜日午前10時より行いますので、よろしくお願いいたします。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（植村ケイ子君） 日程第17、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 報告第3号 専決処分の報告について、ご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定についての規定により、平成29年議案第45号にて平成29年9月28日に議決を賜りました、庁舎耐震改修工事請負契約の締結に関する議決の一部変更について、専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりました。

日程第17、報告第3号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定に

より、町長の説明がありましたので、これを報告いたします。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第18、同意第7号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第7号 三宅町教育委員会委員の任命につきましては、9月30日に委員1名の任期が満了となることから、委員の任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるべく提出いたしております。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 奈良県磯城郡三宅町大字小柳409番地の2。

氏名 乾正史。

生年月日 昭和28年7月24日。

再認でございます。ご同意のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に同意を求める件を採決いたします。

本件に同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件を同意することに決定いたしました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第19、発議第4号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議を議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、提出者の衣川議員より提案理由の説明を求めます。

衣川喜憲議員。

○6番（衣川喜憲君） 2025年国際博覧会の誘致に関する決議について説明いたします。

決議文の朗読をもって説明いたします。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議。

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、奈良県における産業振興や観光文化交流などを促進するとともに、地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できる。

よって、三宅町議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取り組みを国、地元大阪府市、経済界とともに積極的に推進していく。

以上、決議する。

平成30年9月5日。

奈良県磯城郡三宅町議会。

以上でございます。どうかよろしく賛同のほどお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 説明が終わりました。

日程第19、発議第4号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議を議題とし、質疑を許します。

質疑はありませんか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、決議が提案されたんですけれども、この中に「奈良県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、地域の振興、住民の生活向上にも寄与することが期待できる」というふうに言っておるんですけれども、実際に奈良県における経済効果はどのくらいあるのか、そしてまた三宅町において具体的にどのような経済効果があるのかについて、説明してください。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 具体的に何兆円の効果があるということは、現在においては承知しておりますが、諸外国からたくさんの方々が来られることによって、大阪を初めとする近畿一円のところにも観光あるいは交流、あるいは宿泊等において大きな効果があるものと見込まれるということで、具体的に何円の見込みがあるということは、町にては現在のところ承知はいたしておりません。

○議長（植村ケイ子君） 再質問ですか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） 実際に、三宅町あるいは奈良県における経済効果はどのぐらいあるんだということを含めて示して、こういうことだから意見書を上げてくれというのであればわかりますけれども、そういうことが示されない限り、賛成することはできないのではないのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 具体的に何億円、何兆円の経済的に効果があるということは、現在のところは私個人としてはつかんでいないわけですが、それを期待するということで近畿一円の自治体がこぞって大阪に万博が来るということを期待するということでございますので、具体的に数字を持ち上げるということとはできないんですが、皆様のご支持を得たいという考え方でございます。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、それでちょっとご理解をお願いできますか、質問2回ということになっていると思います。

ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（植村ケイ子君） ほかにないので、質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） 国際博覧会については、別にそのものが持つ意義や目的は認めるものでありますけれども、必ずしも反対するものではありませんが、しかしながら、この大阪の夢洲を会場とする万博は、カジノを中核とする総合型リゾートがセットになっておるわけがあります。カジノは刑法が禁じるばくちであり、他人の不幸の上に成り立つビジネスは万博のテーマに反しており、また会場予定地は地震などに貧弱な人工島であり、大変危険である

というように思いますので、この決議案については反対いたします。

○議長（植村ケイ子君） 反対討論出ましたので、賛成討論ありませんか。

なければ討論は終結します。

辰巳議員。

○4番（辰巳光則君） 今の反対討論に対して賛成討論をさせてもらいますけれども、今夢洲が会場となった、I Rということなんですけれども、この決議自体がI R自体とは別物で考えているものであって、それと先ほど衣川議員からの中であつたんですけれども、奈良県、三宅町自体としても持ち出しが、お金を負担せなあかんというものでもないですし、奈良県全体として今まで宿泊数が少ないということで、どんどん国際的ホテルを誘致している中で、2025年というたらそのデモンストレーションにもなりますし、奈良に来てよかったと、今度もまた奈良に来ようかという新たなインバウンドのお客さんがまた三宅町にも来てくださる可能性もありますし、その点も踏まえてはぜひこういうものをしてもらって。

日本の今物づくり産業が停滞している中で、そういうところでいろいろプロモーション活動で、日本経済の活性化にもなると思いますので、ぜひ。

あと、夢洲今現行大阪オリンピック誘致と建てて、今も全く手つかずの中で、あれ何兆円もかかったものを負の遺産として残しているんかという観点からしても、I R国際万博を誘致して有効活用できるようにしていければと思いますので、賛成いたします。

○議長（植村ケイ子君） ほかに反対討論ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論は終結します。

お諮りいたします。

日程第19、発議第4 2025年国際博覧会の誘致に関する決議を採決します。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立多数と認めます。

よって、本件を可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（植村ケイ子君） 本日は、これをもって散会といたしたいと思います。

次回は、9月10日月曜日、午前10時より会議を開きます。よろしく願いしておきます。

本日はどうもご苦勞さまでした。お疲れさま。

(午前10時51分)

平成30年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 平成30年9月10日月曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬 角 清 司	松 本 健	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
植 村 ケイ子	川 口 靖 夫	池 田 年 夫
辰 巳 勝 秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	松 浦 功 治
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	森 本 典 秀
総 務 部 長	岡 橋 正 識	健康子ども局長	宮 内 秀 樹
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	教育委員会事務局長	東 浦 一 人
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	川 人 哲 也		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

8 番 議 員	川 口 靖 夫	9 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	---------	---------

平成30年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

平成30年9月10日 月曜日

午 前 10時00分 再 開

- 日程第1 認定第1号から認定第6号までの6議案に対する決算審査特別委員会付託について
- 日程第2 議案第34号から議案第39号までの6議案に対する各委員会付託について
- 日程第3 一般質問について

◎開議の宣告

○議長（植村ケイ子君） 皆さん、おはようございます。

定刻より1分少し早いかなと思うんですけども、おそろいようですので始めたいと思います。

平成30年三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

議員各位には公私ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

よって、定例会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、認定第1号 平成29年度三宅町一般会計決算認定についてから認定第6号 平成29年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの6議案は、さきに設置しました三宅町決算審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーの私を除く全員でございますので、総括質疑は割愛いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第34号～議案第39号の各委員会付託について

○議長（植村ケイ子君） 日程第2、議案第34号 平成30年度三宅町一般会計第1回補正予算についてより議案第39号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更についてまでの議案6件は、各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、議案第34号 平成30年度三宅町一般会計第1回補正予算についてより議案第39号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更についてまでの議案6件は、各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長（植村ケイ子君） 次に、日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 辰 巳 光 則 君

○議長（植村ケイ子君） 4番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

辰巳議員。

○4番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、三宅小学校クーラー設置の工期前倒しについて。

昨今の夏の暑さ等に伴う三宅小学校の普通教室におけるクーラー設置に対して、昨年の9月議会で一般質問を行い、今年度、設計予算をつけられました。流れでは、今年度設計、来年度当初予算案で予算がつき、8月の夏休み中に工事、9月以降の稼働になりますが、皆さんご承知のとおり、ことしの夏の暑さは命にかかわる猛暑です。熱中症等で不幸にも命を落とされる方も多数出ていらっしゃいます。これまで余り報道されていなかった小・中学校のクーラー設置の必要性も、頻繁に目にするようになりました。

7月23日の夜、政府自民党の菅官房長官がテレビ番組で、「クーラーが設置できていないところは早急に設置しなければならない」、「全国の小・中学校のクーラー設置のための政府補助を検討する」ということを明言されています。財源確保などの問題はありますが、何とか来年の夏までにクーラー設置を完了すべきだと考えますが、町長の所見をお聞かせ願いたい。

2つ目、西日本豪雨災害を経ての今後の三宅町の防災対策全般についてお尋ねします。

今回の西日本豪雨災害では、想定以上の予期せぬ大雨により、多くの方々が痛ましくも甚大なる被害に遭われました。我が三宅町でも昨年の台風により、ここ数年では一番というぐらいの被害でしたが、仮に今回の被災地で降ったほどの雨量なら、いつ三宅町が被災地になってもおかしくないと感じました。去年は台風直後の議会でさまざまな質問が出ましたが、時間が経過した今だからこそ、あのときこうすればよかったなど気づくことも多いと思いま

す。ことし開催されたまちづくりトーク、三宅タウンミーティング等でも数多くの質問が出ています。そのあたりも含めて、今後の防災対策全般についてをお聞かせ願いたい。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 4番、辰巳光則議員のご質問に回答させていただきます。

三宅小学校の空調の整備については、ご承知のとおり、現在、業者委託により設計業務を進め、整備に向けた作業を行っているところでございます。整備スケジュールについては、工事の安全性や学校の授業に支障が出ないよう十分配慮することを第一とし、夏季休業期間中などで工事を行うことを基本といたしております。それでも決して工事期間が長いとは言えませんので、学校と連携しながら、土日並びにゴールデンウィーク等にも作業日を確保していくことも考えられます。

エアコンの設置につきましては、できる限り1日でも早い設置を目指すところであり、設置に必要な予算を補正予算として今後12月議会において提出いたしたく、できる限り工期の短縮を図るとともに、財源確保として国の補正予算にも対応できるよう、整備スケジュールの前倒しを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、式下中学校のエアコン設置につきましても、整備計画を前倒しすべく9月7日に開催されました式下中学校組合議会において、設計委託料の補正予算を計上し、承認いただいたことをあわせてご報告申し上げます。

続いて、西日本豪雨災害を経ての今後の三宅町の防災対策全般について、お答えさせていただきます。

議員ご指摘の西日本豪雨災害の発生した7月6日には、本町において同日未明の午前3時13分に大雨警報が発令され、大和川が氾濫危険水位に達し、曾我川、飛鳥川、寺川は水防団待機水位に達しましたが、1号動員16名体制のもと消防団と連携し警戒に当たり、東屏風地区への土のう配置等の措置を行いました。午前9時42分に警報解除となりましたが、幸いにも人的、物的被害はありませんでした。

また、昨年の台風21号での教訓については、平成29年12月議会において議員からご質問を頂戴し、担当職員からの聞き取りや住民の皆様からの声を生かした地域防災計画の見直しを行っていく旨をお答えしているところでございます。三宅町総合計画においても災害に強いまちづくりの実現に向けて、自助・共助・公助それぞれが機能することにより、安全で安心して暮らせる地域づくりの推進を重要施策と位置づけています。

その後のまちづくりトーク、タウンミーティングでは、住民の皆様の防災に対する関心の高さを実感しており、防災対策の参考になる貴重なご意見を頂戴しております。中には洪水ハザードマップの情報を現地に表示すれば、日ごろからの防災意識が高まるのではないかと、災害派遣職員を積極的に行うことが本町の災害対策につながるのではないかなど、具体的なご意見をいただきました。8月号の町広報紙では防災特集を掲載したところ、住民の方からお問い合わせも頂戴しており、洪水のみならず、地震に対する備えについても感震ブレーカーや耐震シェルターに関心を寄せていただけたと感じており、日ごろの啓発活動の重要性を実感しております。

三宅町地域防災計画の見直しは8月より着手しており、1つ、自助・共助・公助、2つ、避難場所・経路の明示、3つ、受援要素を盛り込むなど、より現実的な計画を目指して、庁内全体での策定会議の開催はもちろんのこと、各自主防災会とのワークショップを実施し、計画の取りまとめを進め、三宅町防災会議において承認をいただく計画でございます。

具体的な防災対策といたしましては、今年度の当初予算において計上させていただいた各事業を進めているところでございまして、まずは消防団装備品の充実のため、8月には救命ボート2艇とエンジン投光器2器を消防団詰所に配備いたしました。

次に、防災無線放送が聞き取りにくいと多くのご意見があったことから、これまでの戸別受信機の貸与に加え、災害時電話自動応答装置を導入し、住民の方がフリーダイヤルにより放送内容を再確認できるシステムを10月1日から稼働いたします。

また、携帯電話を利用した緊急速報メールは、本年7月28日の台風12号接近に伴い、本番運用を行っております。なお、9月1日の防災の日に合わせて訓練配信は広報でお知らせをしておりましたが、当日、寺川において水防警報が発令されたことから、混乱を避けるため中止といたしました。

このことにより、自治体として発信する緊急情報は、防災無線の屋外放送、戸別受信機、自動応答電話、安心安全メールによる配信、緊急速報メールの配信による5つの手段として、整備、充実を行っております。

一方、災害弱者の支援体制については、避難行動要支援者名簿を作成するため、自主防災会において取りまとめを依頼し、集計を進めているところであり、消防署等関係機関との情報共有に活用すべく電子データ化を進めるとともに、猛暑による避難者の健康に鑑み、自主避難所の開設においては、先述の7月28日の台風12号の接近以来は文化ホールの活用も行っており、今月4日の台風21号においても開設をいたしました。

さらには、西日本豪雨災害に関連しては、8月9日に自主防災会及び社会福祉協議会とともに、職員が岡山県での災害ボランティア活動に参加をいたしました。現地では2階建て家屋の屋根に相当する5メートルを超える浸水の爪跡を目の当たりにし、被災された方の経験談を伺うこともでき、活動の中から実感し、得るものがあったのではないかと感じております。

今後も災害に強いまちづくりの実現に向けて、防災意識の啓発とハード面での対策の充実に努めてまいります。

○議長（植村ケイ子君） 再質問。

辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） それでは、ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

まず、クーラーについてですが、今これお答え見ていましたら、夏季休業中工事で行うことということで、8月中の工事で、当初言われていたように9月からの運用かなとは思いますが、三宅よりも後に予算のついた生駒市とか奈良市というのは小学校の数も多く、中学も多く、それでもちょっと調べますと、何とか6月中にはどちらも工事を終わりますということを明言されています。もちろん何らかのアクシデントがあって、工期自体は延びる可能性はありますが、今現在の時点で生駒市、奈良市はもう全て6月中につけるということを発表されていますが、なぜうちより後にこういう予算をつけたところが数多くあって早くつくのに、三宅小学校1つなのに来年の6月中につかない、それぐらい遅なるといのはなぜなのでしょう。

○議長（植村ケイ子君） 東浦部長。

○教育委員会事務局長（東浦一人君） 辰巳議員が例に挙げられました生駒市ですけれども、私どもも生駒市のほうへ聞き取りに行きまして、あくまでも6月中というのは机上の計算のめどであり、それはちょっとまだ6月中に上がるかどうかは、今ではわからないというお答えをいただいております。

それと、工期の見直しにつきまして調査しましたところ、いろいろと工夫がされておるわけですが、三宅小の場合は先ほど町長の答弁からございましたように、生徒の工事の安全性や学校の授業に支障がないことを第一に上げまして、それを基本に短縮できるところは短縮できる、例えば電気とするならばキュービクルの作成を前倒しするとか工夫しまして、できる限り1日でも早い設置は考えております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） じゃ、工期的にはもう8月の夏休みだけしか考えられなくて、その前とかは考えられていないんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 東浦部長。

○教育委員会事務局長（東浦一人君） 現在、設計を委託しておりますので、その中で工期の前倒し、どうすれば工夫できるかというのは考えておりますけれども、具体的には8月の夏休みを使わせてもらわないと、スムーズな設置はちょっと困難かなということは考えておりますけれども、先ほど申しましたように、生駒市さんとか奈良市さんの例もありますので、その辺また参考にさせていただきながら、短縮できる分があれば短縮をしていきたいなと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） 僕も多分、局長行かれた後やと思うんですけども、生駒市へ行ってきました、もう事細かにちょっといろいろレクチャーを受けてきたんですけども、向こうはもうとにかく3月以降の平日の夕方と3月、4月、5月、6月の土日、土日でやると。とにかくうちらも学校が多いけれども、もうそういうスケジュールでやりますと。今のこういうのでうちもやろうと思ったら、やれんことはないんかなとは思いますが。

○議長（植村ケイ子君） その辺。

東浦部長。

○教育委員会事務局長（東浦一人君） 今まさにおっしゃったように、平日の授業が終わった放課後に工事とか入れる必要がございます。当然、足場とかも組む必要もございますので、特に小学校、中学校においては、特に中学校においてはクラブ活動とかを行いますので、その辺の工事現場の中の横を通るとか、そういう分も出てきますので、それと毎日現場でそういう工事器具を設置して、またあくる日授業ありますので、工事器具を除去しなければならないという分も出てきますので、そういうことをしまして、6月末ということになりますんで、実際のところ夏休みは7月から入るわけですけども、ほぼ2週間、10日の間、その中でも授業は5日、5日、第2週ですんで、10日ですんで、その中で余りどうでしょうか、災害的な来年もあっさりなるんでしたら、また別途考える必要はあると思いますが、できましたら最大限に学校の授業に支障がないように安全性を担保しながら、先ほど申しましたように器具の発注等によって短縮できる分には短縮して、できる限り工期の短縮は考えておりますが、今、辰巳議員おっしゃったように、基本的には長い夏休みを利用させていただいて、

安全第一で施工させていただきたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） 今のご答弁の中で、来年もし暑かったらそのときということなんですけれども、多分そこからやったら間違いなく遅いと思うんです。今、生駒とか奈良はそれで一応やると。それで間に合う可能性はあるんですけれども、それでやるという方針を示してもらっているんで、もちろんクラブ活動等の支障はあるとは思いますが、やれんことないのかなとは思いますが。

それと、ちょっとこっちが心配しているのが、ことしの酷暑を受けて今までそんなにクーラーということは日本全体的にも言うていなかったと思うんですけれども、ちょっとことしの異常な暑さを受けて、もう何とか設置しろということで、奈良県でももううちより後に予算つけたところでももうできているんですけれども、そうなったときの例えばクーラーの確保ができんのかとか、クーラーを設置する工事業者の確保ができんのかというのが心配で、仮にうちが先に予算つけてんのにそういうのが遅くなって、最終的につける段階になってクーラー足りませんか、それを専門的にできる工事業者が足りませんかということもあるので、できたらその辺も加味して、できるだけ6月中、来年の夏までにはなるようにはしてほしいんですけれども。

あと、先述のまちづくりトークの中で、8月24日の東屏風のまちづくりのトークの中で同様の質問が出たときに、町長はできる限り来年夏までにやるという力強い答えをおっしゃってくれていたんですけれども、この前の9月7日のPTAさんとのまちづくりのトークの中では、8月末をめどにということで、この2週間でちょっと遅くなってんのか、何かあったんかなと思ひまして。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今のご質問なんですけれども、東屏風のときも夏までにというのはちょっと言葉の誤解があったのかもしれませんが、夏終わるまでの夏の期間中には終わらせたいという意味で発言をさせていただいております。

また、先ほど局長のほうも答弁もありましたけれども、できる限りの工期の短縮というのは、本当に全員が意識はしているところでございます。ただ、無責任に期待を持たせるように、もしかしたらできない可能性を含むことに関して早急にやりますということでお約束するのは、いささか無責任かなというふうに感じておりますので、確実にできることを保護者の皆様にお示しをさせていただいております。

ただ、おっしゃるように、できる限りの工期の短縮というところは方法も探りながら、行える場合、しっかりと行っていきたいというふうには考えております。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） まちづくりのトークのところは誤解等もあったということで、そこに対してはそんなに何ら言うつもりもありません。

それで、今、町長おっしゃってくれていたように、もしじゃ6月中にしますと、ここで極端な話、明言されて、何らかのことがあって来年8月、9月にずれ込んだときに、いや6月中って言うていたやろうと言うつもりも全くなくて、とにかく全庁挙げて、何とか来年夏までやってもらえるという方向性でいってもらえたらなと思いますんで。

最後に、生駒市の方になかなかタイトなスケジュールやけれども、来年6月中にやるんやという決め手は何ですかと聞いたんですけれども、一言、私らはこういう職責なんで、市長にもうやれと言われたら肅々とやりますということやったんで、町長もやれと言うてもうたら、それに逆算してやってくれるかわかりませんので、その辺はぜひやってもらって、三宅の子供たちが快適に授業を受けられますようにと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、2つ目の災害の再質問なんですけれども、回答を見させてもらっていて、非常に事細かく考えてもらってんなというのは伝わってきます。もちろん誰もが納得するような、もうこれが完璧やというような災害対策はないと思うんですが、ちょっと何点か気になったことだけ再質問させていただきます。

7月3日の三河のまちづくりトークの中で、県立高等技術専門学校をあけてほしいという声がありました。もちろん三河以外でもそういう声はあるんですが、そのときの町の回答書の中で、「県や地域の意向もあるので調整」と書いてあったんですが、地域の意向というのはもうあけてほしいということなんですけれども、じゃそのときに県との調整というのは、2カ月あったわけなんですけど、今その内容、経過ってどの程度まで進んでいるんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） それでは、辰巳議員の高等技術専門校の関係なんですけれども、今のところ、現計画ではご承知のように、体育館のほうを一時避難所としてお借りしている状況でございます。地域防災計画での位置づけなんですけれども、今後、先ほど回答にありましたように、ワークショップ等を行いながら、位置づけについても施設の立地状況であるとか、施設の位置条件によって事細かに設定をする必要があるかと考えております。

高技専との対応なんですけれども、近年のほうは高技専のほうに事前に連絡をとらせてい

ただいて、向こうの職員の方も待機していただいている状況であります。現地のほうも、私、現場見に行きましたけれども、高技専の校舎の中では3階に一部講義のスペースというのがありまして、教室に使われていない部分なんですけれども、平米数にしてもこの議場ぐらいのスペースになるかと思うんですが、それは確認はしております。ただし、セキュリティーの関係がございまして、いわゆるセコムの解除なんですけれども、そのあたりの問題はあるということは認識しております。

ただ、この場で高技専がどのように活用できるかということはお答えできないですが、今後さらに検討の協議を進める中で、防災計画の中での位置づけというのをつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） ちょっといろいろ話も進めてもらっていて安心しました。できる限りその辺は、あとはもう地域の方々とまたいろいろ相談もしてもらって、より地域の方々の安心・安全に努められるようお願いしたいと思います。

あと、去年の台風のとくに三宅小学校の体育館が避難所になっていて、今回2回ぐらい三宅文化ホールに場所が変わっていたんですけれども、もちろんエアコン等のこともあると思うんですけれども、何かそれ以外変わった理由とかってあるんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼いたします。

文化ホールへの一旦変更なんですけれども、避難準備情報までは発令しておりませんので、自主避難所として、今回、特に台風の接近でございますので、数時間前から台風の接近状況がわかるわけなんですけれども、自主避難所として昨今の猛暑でありますとかに対応するために、エアコンの使える文化ホールということで、臨時的に使用しております。これに合わせまして、町長の開会挨拶でも触れたと思うのですが、各自治会のほうでも集会所なり公民館というのをあけていただいて、そちらに自主避難された方もおられたいうところでございます。文化ホールを使用した理由というのは、主には猛暑対策というのが原因でございます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） ちょっと去年の台風の避難のときに、小学校体育館のトイレの電気がつかないということで、かなりの相談や苦情も受けていたんですが、ちょっとお恥ずかしいんですけれども、僕がそれを聞いたのはことしの5月ぐらいでして、急遽、去年の9月の台

風で避難所のトイレの電気がつかないから利用もしづらい、怖いということで、町には言うているんやけれども、まだ5月の時点についていない。これから台風シーズン来んのに、またそういうことが起きたら怖いということで、早急に担当課へ行ったんですけれども、それが大体の6月の初旬ぐらいに、こうこうで体育館、電気ついていないということなんで、つけてほしいということで、7月10日にまた次行ったときは、その時点ではまだでした。そのとき言われたんが、ちょっと配管の加減でお金が結構かかるということやったんですけれども、やっぱり避難所で、トイレで、一番真っ先につけなくてはいけないところやと思います。ことしの当初予算でも防災対策費ということで、780万ぐらいつけられていて、もういの一にそこを本来ならしなくちゃいけないと思うんですが、それだけずれ込んだというのは何か原因あるんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 東浦部長。

○教育委員会事務局長（東浦一人君） 元来、体育館は小学校の体育の授業で使って、そのときのトイレで使用しますので、夜間には使わないということで、修繕というのが優先順位が後回しになっていましたので、それで今回も6月ぐらいに来ていただいて、修繕しようというところでしたが、中が配線の分から来ているのかどうかを確認できませんでしたんで、その確認に、確認していただくにも予算が要りますので、その辺でちょっと遅くなっていたということで、修繕が事務的な手続な関係で遅くなりました。

ただ、今、議員から指摘ありましたように、小学校の体育館という性格と、また避難所という性格がありますので、今後、小学校の通常予算の修繕費の中で見るのか、またそういう避難所という性格を重要視して見るのか、その辺のリスク分担を今後当局と検討しながら、早急に修繕等については検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） 別に避難所なかったら、今ご答弁されたように、体育館は夜使わないんでということで、もう全くオーケーやと思うんですけれども、避難所として使う場合、その利用者の方が使えない、怖いとかということで声上がっているんですから、そこはもう真っ先にせなあかんのじゃないのかなと。

あと、そこも小学校の予算なのか、こちらの予算かというのはこちらの都合なんで、避難される方にはもう全く関係ないんで、そこはちょっと反省してもらって、今後そういう問題点があったら一番に使ってもらえたらと思います。

最後に、この前の東屏風のまちづくりトークで出ていたんですが、東屏風から1号線に向かう道が去年の9月の台風で全く海のようになっていて、どこが道なんかわからなかったということで言われていました。消防団がコーンを立てて、この間が道ですよということをやったらしいんですけども、それももちろんぷかぷか浮いて、もう完全にどこが道かわからなかったと。去年の議会のときに、僕これ指摘させてもらったんですけども、但馬の駅の北側のところが完全に海のように、絶対そこは消防団という観点からしても、命を安全・安心守るためには、必ずポール設置が必要やということを去年言わせてもらったんですけども、東屏風のまちづくりトークとか、あと去年、僕が言うた後に現地見られて、どうお考えになりましたでしょうか。

○議長（植村ケイ子君）　今で辰巳議員の質問に対する回答をもって、辰巳議員の一般質問を終わっていただきたいと思いますから、回答があればどうぞ。

江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君）　確かに去年にそういう要望をいただきました。

あと、また池田議員の一般質問の回答でさせていただくんですけども、町としては県と根本的な対策をとることで、今協議中でございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君）　そしたら、もう今、短くまとめて。

○4番（辰巳光則君）　じゃ、時間がないということなんで、根本的な対策というのをちょっと後で事細かく教えていただければと思いますんで、それで結構です。

○議長（植村ケイ子君）　辰巳光則君の一般質問を終わります。

◇ 松 田 晴 光 君

○議長（植村ケイ子君）　次に、5番議員、松田晴光君の一般質問を許します。

5番議員、松田晴光君。

○5番（松田晴光君）　ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

私の質問は、三宅町特産品育成のための財政面での支援について。

今から4年前、三宅町農業委員の皆さんが主体となり、三宅町の耕作放棄地を活用した新たな特産物をつくる試みを始められ、乾燥地帯でしか育たないと考えられていた金ゴマの栽培や、三宅町の土壌を生かした里芋の栽培が行われました。金ゴマは99.9%が輸入品で、国産の金ゴマは希少価値があります。平成26年から栽培を試みられ、町内の農地でも栽培が可

能であることがわかり、特産品育成品目とされました。里芋は三宅町の農地のほとんどが水田地帯であり、水田地帯でも安定的に栽培できるという特徴から、特産品育成品目とされました。

また、昨年度は里芋を使った焼酎「サトイモ焼酎屯倉（みやけ）」が開発され、奈良県内はもちろん全国的に「サトイモ焼酎屯倉（みやけ）」の名前が知られるところとなりました。また、昨年に収穫した金ゴマを使った金ゴマ焼酎が開発中と聞き及んでおります。現在は、農業委員を中心に三宅町所有の耕作放棄地と民有地を借用して、金ゴマや里芋の栽培と焼酎に使用する米ヒノヒカリを栽培されているとお聞きしております。

毎年4月に三宅町特産品育成品目「サトイモ・金ゴマの一人一畝運動講習会」が開催され、参加者が年々ふえています。金ゴマを栽培される農家は少しずつふえ、三宅町農業振興指導員が中心となり、販売ルートを確認されているようですが、里芋の栽培農家は家庭内での消費が主で、販売する農家はないようです。特産品としてサトイモ焼酎を多く生産販売するためには、農家による栽培の広がりが必要です。里芋栽培農家や金ゴマ栽培農家を拡大するために、三宅町として補助金制度を創設して、米をつくるより特産品である金ゴマや里芋をつくるほうが収入がふえるようにしなければなりません。

現在、農業委員による自主的な活動に頼っていますが、今より生産拡大はできないと思われます。三宅町としても特産品育成のため、本腰を入れて財政面から支援していく必要があると思いますが、町長の考えを聞かせていただきたい。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 5番、松田議員のご質問に回答させていただきます。

松田議員におかれましては、三宅町の特産品育成の経緯や現状について大変よくご理解をいただき、ありがとうございます。松田議員ご質問のとおり、平成26年度より特産品のない三宅町に全国に誇れるような特産品を生み出そうと、三宅町の土壌に適する里芋、希少価値のある金ゴマの栽培を推奨し、本年度も特産物推進事業として予算のご承認をいただいております。

議員ご質問の財政面の支援についてですが、三宅町といたしましては一時的な補助ではなく、特産物推進事業の施策「一人一畝運動・特産品促進開発事業」の活動により、自立性、継続性を養い、将来の生産量増加に向けた施策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、里芋、金ゴマの販路拡大についても、JAならけんにご協力を願い、作付農家の支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、松田議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 再質問。

松田晴光君。

○5番（松田晴光君） ただいま町長の回答で理解できないこともないんですが、ことしのような酷暑の中、現在、三宅農業委員の皆さんが年間25日間ほどの労働をされており、一時的な補助ではなく、今後は少額でも継続して補助金の支援できないか検討していただけないでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 松田議員のご質問に回答させていただきます。

農業委員会及び農産クラブの皆様には、三宅町の農業振興に対してご協力を願い、大変感謝しております。里芋、金ゴマの栽培普及に関して中心的な役割を果たされているのは十分承知しております。役場もその活動に対してできるだけ連携を行い、さらに活動強化をできるように、農産クラブに対し意見を聞いていきたいと考えております。現在では、ちょっとその辺の補助金については、ご勘弁願いたいと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 松田晴光君。

○5番（松田晴光君） 次に、里芋洗い機が田原本町よりお借りしていると聞いていますが、このような状態で三宅町の特産品であるとは言えますか。また、ちょっと恥ずかしいことじゃないんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 田原本町所有の芋洗い機は、味間芋の洗浄、皮むきのために保有されると聞いております。議員おっしゃるように、三宅町で収穫された里芋の洗浄、皮むき作業効率のために、機械をお借りしているのは事実でございます。農産クラブ及び農業委員の皆様には、農業振興に多大なる寄与していただいておりますが、今回においても農産クラブの収益金で芋洗い機を購入いただき、運用していただけると聞いております。農産クラブの皆様には大変感謝を申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 松田晴光君。

○5番（松田晴光君） 農産クラブでことし買っていたけるわけですか、芋洗い機は。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君）　ことし購入予定と伺っております。

○議長（植村ケイ子君）　松田晴光君、これで終わりか。

○5番（松田晴光君）　これで私の一般質問は終わらせてもらいます。

○議長（植村ケイ子君）　松田晴光君の一般質問を終わります。

◇ 衣 川 喜 憲 君

○議長（植村ケイ子君）　次に、6番議員、衣川喜憲君の一般質問を許します。

6番議員、衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君）　議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、町の情報が町ホームページから得ている住民が少ないのではないかとの思いから質問を行うものです。

世の中はIT時代で、さまざまな電子情報機器が使われ、膨大な情報が発信されています。このような状況の中、私たちは必要な情報を求め、取捨選択して取り入れることとなります。

さて、町職員にある情報を求めると、「町ホームページに上げています」とか、「ホームページで発表します」といった答えをいただくことが多々あります。このペーパーレスの時代にわざわざ紙の資料を求めるなど言わんばかりの対応をされる場合もあります。IT機器を使いこなせない私のひがみもありますが、ホームページからの情報を得ておられる住民は少ないのではないかと考えております。特に高齢者（限定するのはいけませんが）の多くが町ホームページから情報を得てはおられないのではないのでしょうか。

そこで質問です。

1、町民の何割が町の情報を町ホームページから得ていると当局は把握されているのか。年代別にはどのような結果なのか。そのデータの根拠はいつの資料に基づいているのか。そもそもそのような調査はいつ行われたのか。

2、IT機器を駆使できずに情報から取り残されている住民に対しては、紙情報のほかにどのような手段で情報を伝えられるのか。

3、ホームページを見るのは当たり前といった上から目線の職員の意識改革（誰にも優しい対応）をどのように進められるのか。

本年になり、何度か行われたまちづくりトークにおいても、「町からの回答がない」とか、「課題のフォローがされているのかわからない」といった住民の声に対し、町長も「情報を発信する」と回答されておりました。その発信がホームページだけで行われるといったこと

はないでしょうね。

幼児から高齢者まで誰もが住んでいてよかった、今後も住み続けていたい三宅町であるためには、意識の上でも態度の面でも人に優しい対応が不可欠です。そのような対応を行う職員はたくさんおられますが、そのようにできない職員の意識改革を早急に行うことを強く要望いたします。また、私たち住民もお互いにそのような対応ができるよう、努めなければならぬことはもちろんのことです。町長の所見を伺います。

なお、再質問は自席から行わせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 6番、衣川議員のご質問に回答をさせていただきます。

日々、刻々と進化する情報化社会の進展により、地方公共団体にとっては行政情報の発信のみにとどまらず、各種団体や利用者との双方向性のある情報連携を図る必要があります、そのためにも議員ご指摘のとおり、住民の皆様が必要とする情報を迅速にわかりやすく提供するとともに、子育て支援に関する情報や地域の防災に関する情報の共有を積極的に進める必要があると考えております。

また、本町の人口減少対策を進めるためにも、子育て支援や企業誘致、文化財や観光、地場産業などの本町の魅力をもとに、タウンプロモーションを推進する必要があります、本年4月にリニューアルした三宅町公式ホームページにおいては、1つ目の暮らしの情報サイトを初め、2つ目には企業誘致に向けた事業者サイト、3つ目にはまちづくりや議会、行政委員会などの町政情報サイト、特設サイトとしては、子育てに関する情報や幼稚園、小学校、子育て支援センターなどの子育て支援サイト、地場産業の活性化に向けたふるさと納税サイトとし、健康診断や医療保険などの暮らしの情報である特定利用者に向けた情報、企業誘致や地場産業などの不特定多数に向けた情報として利用対象者を想定し、必要とされる情報をよりわかりやすくするため、関係各課において取り組んでおりますが、まだまだ不十分な点があると認識しており、サイトの構成も含めてより見ていただけるホームページづくりを進めてまいりたいと考えております。

そこで、1つ目の町民の何割が情報をホームページより得ているかを把握しているかのご質問でございますが、利用者の何割がホームページや広報紙、掲示板などにより、暮らしの情報や子育て情報などを得られているかは把握できませんが、行政が情報を発信するものをその情報を必要とする利用者がホームページを利用していただくものであると認識しており、そのためにも迅速にわかりやすく提供する必要があると考えており、これまでの町外を含め

たホームページの閲覧者については、4月から8月までで暮らしの情報サイト、事業者サイト、町政情報サイト、子育てサイト、ふるさと納税サイトへの全アクセス数は約1万8,000件、1カ月当たり約3,600件で、1カ月当たりの目標値1,000件に対しては達成している状況にあります。

次に、2つ目の紙情報のほかにどのような手段で情報を伝えられているかについては、ホームページでは健康診断や医療保険などの暮らしの情報である特定の利用者に向けた情報について、担当課より郵便で通知させていただいており、防災などの緊急情報については、防災無線や安心安全メールにより状況に応じた対応を行っており、一方で、地域によっては自治会などのコミュニティ組織による回覧により、行政情報を得られていることもお聞きしていることから、回覧による伝達方法も希望される組織に対しては検討していきたいと考えており、また、まちづくりトークなどに関するフィードバックについては、応募団体等に向けて個々に対応させていただいておりますが、本試みについては初年度でもありますことから、タウンミーティングやワークショップで意見のあった質問内容や回答等も含め、可能な限り内容を取りまとめた形で公表できるよう検討するとともに、今後のよりよいまちづくりに向けて活用したいと考えております。

3つ目の職員の意識改革のご質問については、ホームページに掲載している情報のうち、広報紙とできる限り共有するよう積極的に取り組んでおり、引き続き住民の皆様が必要とする情報をわかりやすくお伝えする方法についても検討するとともに、ふだんの窓口対応やまちづくりトークなどの機会を通して、対話の機会を意識しながら職員の意識改革と資質向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 再質問、衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君） 今の回答によりますと、住民の何割が町のホームページで情報を把握しているということは、承知していないということでございます。現在、町としては住民がいろんな情報の手段で、どの程度町の情報を得られているか、そのあたりの調査はしていないということでございますけれども、まず1点目は、そういう調査をすることは考えていないのか。また、現在、調査をされていない段階では、どれぐらい、内容にもよりますけれども、情報が伝わっているのか。そのあたりの2つ目は感覚で結構ですので、お答えいただきたい。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） ただいまの再質問でございますけれども、確かにアンケート調査

を行うにしても、回答が得られるかとかいう問題がございますので、これ平成29年度版の総務省の資料であるんですけれども、確かにこれではインターネットの普及状況というところで、既に83.5%に達しておるとかいうデータが出ております。ただし、これを年齢別に見ますと、64歳ぐらいまでは80%以上ですが、65歳を超えると69%から50%以下に落ちてきておると、こういう状況がございますので、インターネットが使えて、例えばホームページの情報をとっていただける方というのは、若年層というか、65歳までの方という認識は持たなければならないというふうには考えております。

先ほどウェブサイトの訪問、アクセス数なんですけれども、回答にありましたとおり、サイトのリニューアル後なんですけれども、4月から4月末までは1,200件でございましたけれども、現状では4,500件以上のサイトの訪問者数があるというところでございまして、ホームページの有効性というのもここには結果としてあらわれているかと思います。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

アクセス数についてでございますけれども、細かいことになるんですけれども、全てが町民とは限らないということだけ念頭に置いていただきたい。町外からたくさんの方がアクセスされているというのもこの数に入っておりますので、それは念頭に置いていただきたいと思います。

もう一つですが、IT機器を利用できない特に高齢者に対しては、一つの方法として直接手紙、はがき等で知らせするというようなこともありましたけれども、各種団体等に協力を求めるといったのも一つの方法であるということ、そういうことも活用していただきたいと思います。例えば町の行事より各種団体が行った行事のほうが人が集まったという例もありますので、町職員がどれだけ真剣に情報を伝えるかということに取り組んでこられたかの一つの例だと思います。各種団体は一生懸命人集めをやっておりますが、私の感覚でございますが、町は単に広報、そしてチラシだけで終わっているというふうな実態が見受けられたんじゃないか。

それは私の感想ですので、次に移りますが、特に最後の職員の意識改革の問題でございますが、職員に対する接遇研修などは、行われたことはあるのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 昨年度に接遇研修は実施しております。窓口の対応につきましても、各課長で取り組みを行っておりますので、今おっしゃられている意識改革のほうについ

ては、取り組みを進めているというふうには認識をしております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君） 私1人の問題かもしれませんが、その課長が私へホームページを見てくださいというような回答をされる場合があるわけです。

先日のPTAとのまちづくりトークの中でも、子育て中のお母さんがホームページってあるんですかというようなことを行っておられたので、若い人の中にもホームページの存在自体知らないというか、関心がないというか、それはどちらかわかりませんが、そのような実態もあるということで、やっぱり職員の意識の改革というのは常に行っておかないと、どうしても職員のほうが知識をたくさん持っておられるということで、上から目線の対応をされるのを時々見かけたりするわけでございますので、やはり接遇というか、要は住民が不愉快な思いをされないという。無理を言う住民の方もおられることは事実ですけれども、それをうまく対応していついていただきたいというように、常に接遇の研修は課長自身も含めてやっていただかないと、日常的な問題ですので、課長が率先して受けていただきたいと思います。

要は、これからますます少子高齢化の中で、行政も縮小せざるを得ない時代が来ます。そのような場合、お金も職員も少なくなっていくのに比べ、住民の要望は多種多様、どんどんふえていく時代がやがて参ります。そのときの職員の対応といいますか、やはり町の実態をいろんな手段を通じて情報として発信することにより、住民に町の実情を理解していただく。それによって、行政と住民の協働がより進むと私は考えております。だから町の情報というのは、いろんな手段を通じて、もちろんホームページも大きな手段です。それを大いに活用されていくことに、どんどん進めていただくのはもちろんのことですが、そのほかあらゆる場、あらゆる手段を通じて情報を発信されていくことによって、町の実情を訴え、そして協働ということに進んでいくんじゃないかと。今からそれに取り組んでいただかないと、そのときになって、はい、皆さんやってくださいでは、なかなか前に進みませんので、今から取り組んでいただきということを強く要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 職員の資質の向上というところは、行政の最大の課題であるというふうに感じているところです。これには終わりがなく続けていく。そして、継続して間違いがあればしっかりと正しながら、原因も探りながら、改善していくということを少しずつかも

しませんが、取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、ご質問の中でありましたけれども、行政の情報発信というところは課題であるという事は、私も認識しております。その中で情報発信というところを積極的に行っていく、行政との情報を共有することにより、協働が進んでいくという議員のお考えですけれども、私もそのようなことは必要であるというふうには考えております。

そして、まちづくりトークでもPTAの方、ホームページがあるのかというご意見があったということなんですけれども、その中でもメールを活用して見るように誘導していつてはどうかというご意見もありました。そういったところでも、担当課にさまざまな活用できないか調査、研究するように指示を出したところでございます。しっかりと行政が何をやっているかというところを住民の皆様伝えることによって、よりよい行政サービスを提供できるというふうにも考えておりますので、さまざまな方法を駆使しながら、1人でも多くの方に三宅町の情報、町内も含め、町外も含め、届けるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川喜憲君、今の町長の回答でいいですね。

○6番（衣川喜憲君） はい、結構です。

○議長（植村ケイ子君） 衣川喜憲君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（植村ケイ子君） 次に、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

9番議員、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

7月7日から8日にかけての西日本豪雨から2カ月が過ぎました。被害は8月1日現在、死者225人、重傷68人、軽傷336人、床上・床下浸水3万4,869棟、断水世帯26万3,381戸、鉄道の運転休止115路線と報道されています。今月に入って4日の21号台風で、町内の方も波板が飛ばされたと。神社の倒木等で被害に遭われた方のお見舞いを申し上げます。また、6日の未明の北海道の地震では40名の方が亡くなられて、甚大な被害に覆われています。亡くなられた方にお悔やみと、被害に遭われた方にお見舞い申し上げます。

三宅町のハザードマップを見てみますと、寺川、飛鳥川等が決壊した場合、町内の大部分が浸水することになります。このときを想定した場合の避難場所はどのようにするのか。その対策はどのようにになっているのか、町長の所見を伺います。

現在、三宅小学校の体育館が広域避難場所に指定されていますが、空調設備也没有し、昨年の台風のとて、体育館に避難した方はトイレには行きたくないとも言われています。緊急にた応策をとり、改善すべきではありませんか。町長の所見を伺います。

以前にも発言しましたが、本町の水害対策は町内の田んぼの貯水池と水路の貯水の槽しかないと思います。町管理の水路のへドロの除去を年次計画で行うことが解決策と思いますが、町長の所見を伺います。

次に、複合施設についてお聞きします。

複合施設の建設については、平成30年3月に作成された複合施設基本構想に、今までの経過と今後の計画が示されています。計画では31年度に基本設計、実施設計（解体設計業務を含む）、そして32年度に建設工事を行い、33年度から施設運営開始となっています。今後のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。町長の所見を伺います。

複合施設整備基本構想では、複合施設で行う機能として公民館機能、学童保育機能、子育て支援機能を想定しています。また、建設場所についても、中央公民館の敷地、役場前駐車場、商工会裏の役場駐車場の3カ所が上げられています。町道2号線より北側は、高さ制限が20メートル、南側は15メートルの規制がかけられており、駐車場を使えばさらに駐車場の確保もしなければならないという問題もあります。町長の所見を伺います。

どこにどのような施設をつくるのか、施設で何を行うのか、予算規模はどのくらいか。建設するのであれば、町民の声を十分に聞いて、施設の建設の是非を含めて検討すべきであります。町長の所見を伺います。

次に、国民健康保険についてお聞きします。

7月に国民健康保険の納付書が各家庭に郵送されました。6年後には平成29年度の納付金額より平均して2万3,000円負担増になると平成29年度末に報告されました。29年度も滞納されている家庭もあります。納付金額が増額になれば、払えない家庭も出てくるのではないのでしょうか。現在、7割、5割、2割減免されている世帯、条例で規定されて減免になる世帯もありますが、それに該当しない世帯で滞納世帯が出てきた場合の町の対応策について、町の所見を伺います。

これで一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問させていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 9番、池田議員のご質問に回答させていただきます。

まず1点目、寺川、飛鳥川が決壊した場合の緊急避難場所についてのご質問ですが、現行

の地域防災計画では、指定緊急避難場所として各公民館分館、人権センター、高等技術専門学校、式下中学校、東屏風体育館を指定し、広域避難場所は小学校、福祉避難所はあざさ苑、幼稚園を指定しているところではありますが、昨年度の台風21号での水害を経験し、避難所に関する課題について担当職員の意見、住民の皆様からのご意見もいただいているところでございます。

今年度に進めております地域防災計画の見直しにおいては、一時避難所や福祉避難所、広域避難所等について、建物の計上や立地条件、施設の機能等により避難所の指定を見直すとともに、安全な避難経路を明記も検討しているところでございます。

なお、議員ご指摘の洪水ハザードマップでは、寺川、飛鳥川それぞれの河川において、50センチから最大2メートルと想定しており、避難準備情報の発令における早目の避難開始と、既に浸水が発生し外出が危険な場合は、2階以上への垂直避難をしていただくことが、命を守る行動として必要であると考えております。

2点目の小学校体育館の避難場所としての空調、トイレについてのご指摘ですが、7月28日の台風12号の接近以降は、各自治会公民館での自主避難受け入れをお願いするとともに、この夏の猛暑に鑑みて、エアコンと多目的トイレのある文化ホールを自主避難所として臨時に開設した経緯でございます。

また、1点目で触れておりますとおり、地域防災計画の見直しにおいて、自主防災会とのワークショップにより意見を集約して、指定避難所の再編を進めてまいりたいと考えております。

次に、本町の水害対策についてですが、平成30年5月17日大和川流域総合治水対策協議会で、荒井知事が「市町村と連携し、貯留施設整備など必要な内水対策を今後3年で仕上げる計画である」と表明されました。これをもちまして、三宅町も県河川課、中和土木事務所と打ち合わせ等を行い、内水対策予定地の選定を行っております。町といたしましては、一時的な対策よりも恒久的施設を設置し、豪雨等に対して住民の皆様の不安を軽減し、安心・安全な生活を送れるよう努力してまいります。

次に、複合施設についてのご質問ですが、まず、今後のスケジュールについてどうなっていますかのご質問ですが、議員も発言されているとおり、平成31年度に基本設計等の作成、平成32年度に建設工事を、平成33年度中に施設の運営を開始する予定であり、現在、それ以上のスケジュールはなく、過疎対策事業債を財源とした建設が本町としても最も有利な建設手法であると考えするため、今のところ平成32年度末までに建設する予定に大幅な変更はござ

いません。

次に、駐車場の件についてですが、いずれの場所に建設することとなったとしても、駐車場の確保は必ず必要なことと認識しており、複合施設整備基本計画の策定を進める中で、駐車場の規模や位置等を検討しています。

また、どこにどのような施設をつくるのか、施設で何を行うのかとの問いですが、ことし3月に完成しました複合施設整備基本構想の中でも3つの建設候補地を提示し、どのような機能を盛り込むべきなのかについては、ある程度明記はしております。今はさらに基本的な施設の利用手法についても、町民プロジェクトチームを中心としたワークショップにおいて議論を重ねている最中でございます。もちろん住民の皆様のお声については、昨年度よりのヒアリングやワークショップに引き続き、今年度においてもさきに申しましたワークショップはもちろんのこと、今後もまちづくりトークやタウンミーティングの機会も広く活用し、複合施設整備のコンセプトでもあります「多世代が繋がり地域の魅力が創出される町民ひとりひとりの“居場所”」をつくるために、ご意見をしっかりと伺ってまいりたいと考えております。

次に、国保についてのご質問に回答させていただきます。

国民健康保険税に係る保険税の軽減措置については、平成25年度以降、毎年見直しがされており、2割軽減については3人世帯で223万円の収入の場合が対象であったのが、30年度においては287万円までが対象となっており、軽減該当者を拡大させ、支払いしていただきやすい仕組みを保険者としても図っているところでございます。その上で、昨年中の所得があり今年度の減免が適用されない方については、正当な理由のない自己都合退職以外の場合に適用される減額措置や、蓄えがなく収入を得ることが難しい場合には、町の実情の適用があります。

議員指摘のこれらの制度に当てはまらず、支払いが困難な方に関しましては、申告の有無及び扶養確認等も踏まえ、納付相談をさせていただき、納付の分割等も含め負担の軽減を図っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） 再質問、池田議員。

○9番（池田年夫君） 前回の台風の時にも、緊急避難場所として文化ホールが使用されました。広域避難場所の変更が行われたのかということなんですけれども、先ほどの町長の答弁の中でも地域防災計画の中にも入っていませんし、また、それを変更した場合に県や、あるいは警察、あるいは消防のほうにも届け出なければならないと思うんですけれども、そう

いうところについてはどういうことになっているのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 岡橋総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） ただいまの避難所についてですが、今回、文化ホールを利用させていただいたのは、自主避難所として開設をいたしております。ですので、避難準備情報により開設したものではございません。県なりの連絡につきましては、県との情報システム、Ｌアラートというシステムがございます。こちらのシステムにおきまして、自主避難所開設、そして避難された方の人数というのは、随時報告をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○９番（池田年夫君） 一応、一時避難場所として開設したということなんですけれども、実際に変更するということであれば、やっぱり警察や、あるいは消防、あるいは県のほうにも連絡して、こういうふうなここを拠点として避難場所として使うということをしていかなければ、もしそこで事故があった場合にどうするのかということなんかも起きてくるわけで、そこに来ておられる方が少なければいいわけなんですけれども、多かった場合に実際そういう問題も起きてくるわけで、そうした場合の対処の仕方というんか、そういうことについても十分警察や、あるいは消防、あるいは県のほうとも連携をとって、処置しなければならないと思うんですけれどもどうなのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 議員ご指摘どおり、確かに地域防災計画での避難所の位置づけにつきましては、先ほどのご質問にもありましたように、三宅町の防災会議に諮って、地域防災計画の策定が必要となってきます。今回におきましては、猛暑に鑑みて自主避難所を文化ホールに設置をし、この設置につきましては、先ほど申しましたＬアラートシステムを通じまして、消防、警察機関にも情報がいくわけでございます。また、NHK放送におきましても、ポータルというサイトを利用いたしまして、同情報が流れるようになっておりますので、今回の自主避難所開設につきましては、防災計画には載っておりませんけれども、変更をしたところでございます。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君、再質問。

○９番（池田年夫君） もう終わったことなんですけれども、そういう変更をするのであれば、事前に自主防災とかそういうところにも、そういう変更をしますということを連絡する必要があると思います。

次に、先ほども申しましたけれども……

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、その回答を総務部長から今いただきます。

○総務部長（岡橋正識君） 議員、すみません。今、変更という言葉を私、使いましたけれども、臨時的に使用したということでご理解ください。よろしくお願いします。

○議長（植村ケイ子君） 文言の訂正やね。

○総務部長（岡橋正識君） あと、各自治会等への連絡でございますけれども、各自治会のほうにも自主避難所の開設をお願いするというご連絡をさせていただくとともに、文化ホールの臨時的開設についても連絡をしているところでございます。また、防災無線等、その他手段をもちまして、臨時に自主避難所の開設ということも十分広報させていただいているというふうに考えます。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 先ほどの町長の答弁の中で、小学校が地域防災計画の中に入っているということであれば、一応、体育館が主な避難場所というふうになると思うんですけれども、先ほども発言しましたけれども、空調設備を体育館のほうにも備える必要があるのではないかと。そうでなければ、もし真夏に台風とか地震とか、そういうあれが起きた場合に、避難場所として避難する場合の場所として、体育館にそういうものがなければ、実際にそこに集まった人たちが非常に苦勞されるということになると思うんで、体育館への空調設備を考えていくことが必要ではないでしょうか。西日本豪雨のときにも、総理自身が体育館への空調設備を向こうの現地では早急に行ったという経験もありますんで、災害対策としてそういう部分も含めて行う必要があるのではないのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） ただいまのご質問ですけれども、あくまでも先ほどの答弁でもありました広域避難場所というのは小学校全域を指定しております。体育館のみの活用ではございません。その中で、今年度より取り組ませていただいております小学校の教室へのエアコンの設置というところも、防災の観点からも役に立つものかなというふうには考えております。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○9番（池田年夫君） それと、もう一つは町管理の水路のヘドロの除去についてなんですけれども、答弁の中では県のほうが計画を行っているというような答弁であったわけでありまして、実際に町の水路自身も調べてみますと、平成7年以降、十分なヘドロなんかの除去自身はやられていないのではないかというふうに思うわけであります。少しでも水路に

水をためて、そういう家屋自身が被害に遭わないようにするということが三宅町の一つの対策ではないかというふうに思うんですけれども、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほど町長が申し上げましたとおり、3年間で内水対策を県と市町村で行うということで、荒井知事が公表されました。先ほど申しましたように、既に県河川課、中央土木事務所とも調整をさせていただき、内水対策の選定場所をして、今聞いているところでは、9月末もしくは10月頭に第1次候補地の発表があると聞いております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 今の答弁を聞いていますと、やっぱり県と協議しなければならないと思うんですけれども、町独自としてのことは考えていないのかということなんだと思います。三宅町の予算の使い方を見ますと、災害対策というのはここ何年かについてもゼロ円ということになっているわけであります。災害対策として十分にそういう部分を含めてやっていくという今後のことがなければ、やっていけないのではないかと思います。予算面も含めてそういう点はどうなのでしょう。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほど第1次候補地が決まると言っていましたが、それについては県が予算を確保し、まず県の候補地で工事をやると。今後、2次、3次、3年間かけて工事をやるに当たりましては、町も予算を確保し、県の補助金、国の補助金をとりつつ、行っていくつもりでございます。既にいろんな耐水対策ございますので、ただ単に貯留の設備だけじゃなしに、多方面にわたって現在検討中でございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 続いて、複合施設について聞きますけれども、建設する場所については3カ所計画で示されておるんですけれども、具体的にどこに建設するように町長は考えておられるのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 現在、ワークショップ等、そして庁舎内の会議等において検討中でございます。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○9番（池田年夫君） そのことも含めて、ワークショップとかそういうことをとし3月までやっていって、その後それをまとめてやっていくということになれば、33年の開設というんか、それまでのスケジュールというんか、あるいは今の中央公民館のところに建てるということにすれば、中央公民館の解体ということなんかも考えなければならないし、そういうことも含めて設定とかそういうやつを業者に依頼するということになれば、半年とかそのぐらいはすぐにたつと思うんです。実際に33年の開設を見越して、具体的にどういう段取りでどこに設置していくのかということを決めなければならないと思うんです。

そういうことも含めて、設置場所についてはワークショップ等いろいろありますけれども、どこにつくるのだというのをはっきりとしていく必要があると思うんです。そして、その建物自身についても2階建てか3階建てかということなんかも含めて、明らかにする必要があるのではないのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森本部長。

○みやけイノベーション推進部長（森本典秀君） すみません。複合施設につきましては、今、池田議員おっしゃいましたとおり、ワークショップ等を通じましていろんな施設の規模、もちろん今おっしゃった場所等も含めまして、いろいろ検討している最中でございます。期間につきましては、大体12月、予算をうちが要求するぐらいをめどに、いろいろ詳細を決めていかなければいけないと思っております。具体的なスケジュールにつきましては、でき上がった時点で、すぐに公開すべき内容につきましては全てお知らせするつもりでございますので、今後お待ちいただければと思います。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 今の答弁の中で、12月をめどに予算との関係もあるので、それまでには明らかにするということが答弁あったわけなんですけれども、やっぱりそういうことも含めて、スケジュールを今後の32年に開催するんだということであれば、それまでについてはスケジュールで具体的に明らかにするというのが、大きな問題ではないかということもあると思うんです。そして、先ほども12月に予算との関係と言われましたけれども、建設費用については、大体予算についてはどのぐらいのことを考えておられるのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森本部長、回答いただけますか。

森本部長。

○みやけイノベーション推進部長（森本典秀君） 今のところ施設の大きさも内容も詳細に決

まっていない中、今ここで建設費用について幾らぐらいということを述べるのは控えさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 今の答弁を聞いても、全然具体的に準備されていないということが明らかになったのではないかなと思うんです。

それで、複合施設に人権センターの機能も入るということが、基本構想で言っておられるわけなんですけれども、そういう機能が入ることになれば、今の人権センターについても取り壊しということになるかというふうに思うんですけれども、そういう点についてはどうということなんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今、記載しています機能に関して、新たな複合施設にそのまま入ることではございません。これは前回にも議員のほうにもご説明をさせていただいていたと思いますけれども、面積的なところで見させていただいている中で、どの施設を統廃合していくかというところでお示しをさせていただいております。機能については先ほどから申しておりますように、ワークショップや庁内会議等におきまして、どのようなものを入れていくかということをも12月をめどに取りまとめを行い、お示ししていければというふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君。

○9番（池田年夫君） この複合施設について、私自身も住民のアンケートをとっておるわけなんですけれども、それについては複合施設をつくることすら知らなかったという回答なんかもあるわけなんです。そやから、実際に複合施設の中身について明らかにし、そこにどういう機能が入るのかということなんかも明らかにして、住民にこういうものをつくるんだということを明らかにするということが必要ではないかと。町長の機関紙というんですか、広報にもそういう複合施設をつくるということは載っておるんですけれども、どういう中身かということは見ましても十分わからないということなんで、複合施設をつくるということも含めて、住民にもっとわかるような説明をしていくということが必要ではないでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） その点につきましても、12月をめどに基本計画のほうできあがりますと、必然的に内容等、今、議員がおっしゃられているところというところも明らかになってくるというふうに思っています。そこで明らかになった情報について、住民さんにより伝え

ていくというところは、しっかり意識していかなければなりません。先日もまちづくりトークで行いましたところ、やはりまだその計画知らなかったということもおっしゃっているご意見もいただいております。そこで丁寧なご説明をさせていただいたところ、理解も示していただいているご意見もありましたので、この場をおかりしてご報告もさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君、残り1分ちょっとですけれども……

○9番（池田年夫君） 最後に、先ほども発言したんですけれども、公共施設の統廃合についてどのように考えておられるのでしょうか。いつまでにこの件については、ただ複合施設の構想とか、それを待つだけではなしに、統廃合については事前に明らかにしていくと。公共施設の町の計画自身にも、以前にも載っているわけなんですけれども、廃止する、あるいは総合センターだとか、あるいは昔の幼稚園だとか、そういう施設もあるわけなので、そういう施設について、今後いつまでにそれについてはどのようにしていくのだという計画を示していただきたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 池田年夫君、町側の回答で一般質問を終わっていいですね。

どなたか回答できますか。

森本部長。

○みやけイノベーション推進部長（森本典秀君） 今回の複合施設に係る建設でいろんな部分を統廃合するべきものについては、複合施設の建設とともに検討して行って、協議をしていきたいともちろん思っています。それ以外のものにつきましては、公共施設等の総合管理計画に基づきまして、粛々と進めていきたいと思っています。

○議長（植村ケイ子君） 森本部長の回答をいただいて、池田年夫君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（植村ケイ子君） 次に、3番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

3番議員、森内哲也君。

○3番（森内哲也君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

現在、実施されている住民さんの声を聞くという幾つかの取り組みについて、議会や議員としても同じく住民さんの声を聞く、そういう使命を持っており、行政の施策は評価し、かつ注目しています。

そこで、質問させていただきます。

先日、6月28日に行われました近鉄石見駅周辺地区のまちづくりワークショップについて、現在、次第と意見の要約がウェブサイト、ホームページのほうから閲覧できます。閲覧できる資料からは、どんな参加団体があつたのかはちょっとよくわからないということです。公開されている意見要約を見る限りは、団体としての意見というよりも個人の意見というものばかりに思います。ですので、団体名などは出す必要はないのかなと考えています。ちょっとそれを見る限りは、私が意地悪なのかもしれませんが、何かとりあえず聞いて、とりあえず意見まとめたというような感じに思っています。

そこで、この1回目のワークショップにおいて、町として石見駅周辺をどのようにしたいという考え、どうしたいと考えているのかという意味表示とかはされなかったのですか。

それから、アドバイザーとして参加された方の事例説明をしたというふうに次第には書かれているんですけども、どんなふうなことを我々町民というか、参加された方に意見くださったのかというようなこともわからないので、それに対して参加された方はどういった感想や意見を持たれたのか。どういうことだったのかちょっとお聞かせいただけたらと思います。

また、このワークショップ終わった後に、アドバイザーの先生、その方のアドバイス、どのようなものであったかというのも、専門家ということですので、お聞きさせていただけたらと思います。

なお、このワークショップで聞き取られた意見は今後どのような過程を経て行政に反映され、石見駅周辺のまちづくりに影響を与えていくのか、そちらもお聞かせいただけたらと思います。

前回の私の一般質問の中で、この第1回ワークショップを開いてみて、今後、第2回目どんなふうにするのかというようなことを検討するというようなことを推進部長がおっしゃられていたと思いますけれども、第2回目以降の開催についても何か決まっているようなことがあれば、この場で教えていただきたいと思います。

続きまして、第2回目、これも先で行われたタウンミーティングについてです。

今回は住民さんの参加が14名ということで、第1回観光についてと比べてちょっと少なかったのかなという印象を持っています。その辺、なぜちょっと少なくなってしまったのかというようなこと、反省というか振り返りをされているのかなと思いますので、そのあたりのご意見、考えも聞かせていただけたらと思います。

さらに続きまして、複合施設、先ほど池田議員からも質問ありましたけれども、その辺のプロジェクトについてです。

現在、先ほどの回答とかでもプロジェクトで進行していますということで、具体的なことはそこで決まるのかと思いますけれども、その辺のプロジェクトの進行状況についてお伝えいただけたらと思います。プロジェクト内で出された意見はどのように反映されますか。この辺をちょっとはつきりしておいていただかないと、聞いただけとか、出来レースやとか、我々住民の声聞いたでみたいなアリバイづくりに利用されているなどというちょっと不満が出てくるのかなと思いますので、教えていただけたらと思います。

それで、第1回のプロジェクト会議を私、傍聴させていただきました。そこでもメンバーからの声が上がっていましたが、ヒアリングした現在の利用者、学童施設の利用者の6割ほどが、今のまま学校の余裕教室を使っただけの学童、幼児預かりを望んでいるという、そういう住民さんの意向があるということで、それに反して今回の複合施設の中に学童機能を入れたいということは、違和感がちょっとある。住民さんの声を聞くとおっしゃっているけれども、何かそこ聞いていないような気がしますよというような意見もありましたので、住民さんの声が聞きたいということで集まってくださっているのに、また目の前で住民さんのアンケート結果とは逆のことが起こっていることに、行政はちゃんと意見を反映させてくれるのかなというような違和感を持たれるのは当然かと思いますが、この辺も再度こういう思いで学童施設の機能を複合施設のほうに考えているというご説明をいただけたらと思います。行政の思い、丁寧に伝えるような対応をしていただけたらと思います。

以上です。再質問、自席からさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 3番、森内議員のご質問に回答させていただきます。

まず1点目、近鉄石見駅周辺地区のまちづくりワークショップについてでございますが、本町は奈良県と平成27年9月にまちづくりに関する包括協定を締結し、持続的発展や活性化を企図したまちづくりに資することを目的として、現在、近鉄石見駅周辺地区まちづくり基本構想の策定を進めております。基本構想策定を進める中でワークショップを開催し、住民の方から将来の石見駅周辺がどうなっていたらよいか等の意見をいただき、基本構想を仕上げていく予定です。その後、県と基本協定の締結、基本計画を策定、個別協定の締結等を経て、事業の実施となる予定です。

1回目のワークショップにおいては、町として石見駅周辺をどうしたいと考えているとい

う意思表示はなされないのですかとのご質問ですが、ワークショップの事例紹介後、町と県とで協議を行い作成した基本構想の概要を報告させていただいております。アドバイザーからは、過疎地の事例紹介として、東吉野村のコミュニティーの拠点として移住促進、活性化における活動事例の説明がございました。

ワークショップ後は、アドバイザーから「シティプロモーションやまちのPR活動はとかく外を向いて行われがちですが、実は内側を向いたプロモーションが先決です。我がまちが住みよいまち、安心なまち、誇れるまちになることが一番のプロモーションなのです。まずは、住民の皆様それぞれが自分たちで楽しむために、石見駅の利活用を始めることがスタートだと思います」というご意見をいただいております。

このワークショップで聞き取った意見は、今後どのような過程を経て行政に反映され、石見駅周辺地区のまちづくりに影響を与えるのでしょうかとのご質問ですが、さきに述べさせていただいたとおり、まちづくりに必要なご意見は基本構想に盛り込む予定となっており、現在、策定中であります。

第1回目のワークショップを開催させていただきましたが、アドバイザーより「ワークショップは人数が多いと少数派の意見が出にくくなる傾向にありますので、10人以内のワークショップを開催するほうがいいのではないのでしょうか」とのご意見をいただいておりますので、第2回はホームページの第1回ワークショップ報告で公表させていただいております、子育て世代の方々へ行えるように現在調整中です。3回目に関しましては、自営業の方々のご意見をいただく予定をしております。

ワークショップの開催に関して、現時点で確定した決まり事はございません。ワークショップの目的、内容またはアドバイザーの意見を聞き取り、開催の方法を決定しております。

今年度の近鉄石見駅周辺地区に関するワークショップを企画するに当たり、同じくワークショップを企画している政策推進課との調整後、今回のワークショップの目的が基本構想の策定であるため、ワークショップのメンバー選定については、不特定多数の公募型の募集は行わず、世代や分野などを限定し、基本構想の策定に必要な対象者を選定しております。また、ワークショップで参加者の自由な意見を忌憚なく発言していただけるよう配慮するため、今回、傍聴については考えておりません。

次に、タウンミーティング、複合施設プロジェクトについてのご質問ですが、まず、今回のタウンミーティングにおいて、参加者が少なくなってしまったことについて振り返りされた内容をとのご質問ですが、昨年度のタウンミーティングは本町で初の試みとなることから、

事前に自治会長会の場において実施する目的を説明し、ご案内とともに参加協力をお願いさせていただいたのが実情であり、結果、昨年は64名の皆様にご参加いただきました。

ただ、今年度は行政と住民の皆様がお互いまちづくりに対して理解を深めるためにも、自発的かつ積極的な参加を求めるべきではとの思いから、自治会長会ではご案内せず、広報紙掲載とともに、近鉄石見駅前及び近鉄但馬駅前においてビラを配り案内した結果、当日14名の皆様しかご参加いただくことができませんでした。これは周知の方法を変更したことも影響したと思われますが、本年度から開始したまちづくりトークにおいて、本タウンミーティングが開催されるまでに、既に59名の住民の皆様が直接、私と意見を交わす機会にご参加されたこと、また、まちづくりトークとタウンミーティングが同様のテーマであったことも、少なからず参加者が減少した原因であろうと思われます。今後は両事業の開催時期や内容を再調整するとともに、周知方法について見直し、参加者の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、プロジェクトチームの進行状況ですが、本複合施設の整備に係り、今年度から新たに実施することとなった複合施設町民プロジェクトチームの活動については、第1回目の会議を7月12日に開催し、複合施設整備基本構想の内容や建設に対する基本的な方向をご説明し、ご意見を伺いました。次に、第2回目の会議は先月8月20日に開催し、ここでは3つのグループに分かれて、本施設において自分自身がやってみたいことや、あったらいいなと思うプログラムや機能について、ワークシートにまとめる作業を行っていただき、さまざまな創造的な議論を展開していただけたのではないかと感じています。

なお、現在のところ、本プロジェクトチームによるワークショップは計5回を予定していますが、今後はチーム員自身の目線での施設のあり方や施設へのかかわり方についても議論していただき、最終、今年度中に取りまとめ案ができましたら公表し、周知をするとともに、行政として責任を持って複合施設整備基本計画としてまとめてまいりたいと考えております。

最後に、森内議員がおっしゃるように、住民の皆様への丁寧な対応についてはこれからも必要であり、重要とも考えることから、まちづくりトークやタウンミーティング等を通しての直接住民の皆様と接する機会を活用しながら、昨年度、利用者アンケート調査にて「複合施設に移転を希望しない」と回答された方々が、少しでも複合施設に学童が移転してよかったと思っていただけるよう努力し、本複合施設整備に対しての私の熱い思いを丁寧に伝えてまいりたいと思います。

また、それとともに、議員の皆様には行政が説明責任を果たすためにも、丁寧な説明を行い、

よりよい施設となるよう話し合いを行い、ともに相互理解ができるよう努力してまいりたいと考えることから、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） 再質問、森内哲也君。

○3番（森内哲也君） ご説明ありがとうございます。

そうしましたら、石見駅のワークショップのほうについて、ちょっと質問させていただきます。

東吉野も過疎化、ちょっと大変なことになっていて、そこからアドバイザー呼ばれたということでもありますけれども、石見駅との開発とのかかわりで、このアドバイザー指名された、この方がいいんじゃないか、この方の話を聞こうと思われたまずきっかけとか、原因とか、どんなことで人選されたのかなというところを聞かせていただけたらと思います。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） アドバイザーの方におかれましては、東吉野村でコミュニティづくり、移住定住の方々のネットワークづくりや村への活力になったりさまざまな実践をされている方で、特に人々の居場所づくりであったり、にぎわいの場所づくりということを実践されておられる方ですので、その取り組みなどを参考にしながらアドバイスをいただければ、また石見駅でどのようなことが展開できるかなということもアドバイスいただけるかと思い、人選させていただいております。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君。

○3番（森内哲也君） いい人選かなと思いますが、これ石見駅だけにかかわることではないと思うんで、ぜひこんな話されて、僕、聞いていた住民さんからこんな意見出たでというところが知りたいなと思うんで、ちょっと今回の次第で話しされただけでは足りないし、もったいなと思いますんで、そこ考えていただけたらと思います。

それから、このとき町としての方針は基本構想案の概要を報告させていただいたとありますけれども、それというのはどういったものですか、具体的に。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） これに関しましては、現在、案として先ほど町長から説明ありましたとおり、町と県が一旦案としてつくったものをもとに、その考え方と、あと位置図、そしてコンセプト、「三宅の目抜き通りを育て、人・緑・花でにぎわいまちづくり」とのコンセプトの構想図を会議の参加者に発表させていただきました。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君。

○3番（森内哲也君） 県とやるんやでということのをさっき回答であつたんですけれども、県にしてみたら、いや、三宅のことやから具体例出してよとかと絶対言われるかなと思います。基本構想の概要といっても、にぎわいつくろうやみたいなのざっくりしたもので、誰も反対せえへんような内容だと思うので、やっぱりここは積極的に三宅としてこういうことをしたいと言わないと、案を発表させてもらったと言うけれども、結局何も言っていないものを見せているだけだと思っているので、具体的にはどうしていくかというのは、これからのことだとは思っています。

こちら、今後の石見駅に関するワークショップの予定についても書いてくださっていて、傍聴などは考えていないでということなんですけれども、理由書いてるんですけれども、なぜですかともう一度聞きます。

○議長（植村ケイ子君） 再度の質問、江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほど町長お答えさせていただいたとおりです。

これに関しては、まずアドバイザーとどういうワークショップにするかというのを意見調整させていただきました。その中でワークショップ、不特定多数の公募を行わないというのがまず前提、世帯や分野を限定する、基本構想の策定に必要な対象者をこちらでアドバイザーと打ち合わせしながら選定して、忌憚ない自由な意見を発言していただけるように配慮して、今回の企画を行いました。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君。

○3番（森内哲也君） 傍聴させないと、参加している方は忌憚ない意見を言うんですか。具体的にそういう資料とかあれば、僕は教えてほしいです。

これは議員になった当初から傍聴させてくださいと言っているけれども、いやいや、意見出にくくなるとかと言われるんですが、そんなふうには思わないし、喋らはる人は誰が聞いてようと喋らはるんで、ちょっと何か傍聴したら面倒くさいからとかいうことで、傍聴させないとなっているんじゃないかと思うんですよ。職員さんがもう来てもうたら面倒くさいというのはわかるんですが、町長としては先ほど衣川議員のときも、できれば行政何やってんのか知ってもらいたい、そういうのが大事やとおっしゃっていたんで、ちょっとその部分と全く逆のことになっているんで、こういう答弁を町長の答弁として、傍聴考えていませんみたいなのはちょっとあかんのちゃうかなと思うんですけれども、ちょっとその辺をご意見い

ただけたらと思います。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 確かに議員がおっしゃるように、エビデンスというところはないのかなと思っています。エビデンスがないからこそ、ワークショップ始めたばかりの取り組みになっています。どちらがいいのかさまざまな方法を試させていただいているというふうに、ご認識いただけたらというふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） はい。

○3番（森内哲也君） 試しているんですか。推進課のほうでは忌憚な意見が出るように、ファシリテーターとかって入れて、どうですか、どうですかと聞かれて、オープンにされていると思うんですけれども、ここでは、いやいや、人こっちで選んで、こっちで話聞いてということなんで、本当に何か真逆のことをやっておられるのを、意見を聞くための試しというのも何かおかしい話かなとは思っているんですけれども、いかがですか、その辺は。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 確かにアドバイザーの方からも、忌憚のない意見出にくいこともありますというご意見もいただいています。それはあくまでも可能性の話でありまして、今、政策推進課のやっているほうは、いろんな人を入れながらオープンにはさせていただいていますけれども、こちらのほうは一度、アドバイザーの数も少ないですし、職員のほうも試験的にさせていただいているというところもありますので、今後オープンにしたほうがいけるということがわかってくれば、もちろん開いていくことも可能かと思いますが、今年度に関しましては、忌憚のない意見が出ないのか出るのかも含めて、さまざまな手法というところの一つとして、こちらのほうは担当課としても、相談しながら行わせていただいています。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君。

○3番（森内哲也君） ちょっと確認したいんですけれども、アドバイザーの方が傍聴させるなどおっしゃっているんですか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） させるなということではおっしゃっておりません。こういう可能性もありますというご意見はいただいております。

○議長（植村ケイ子君） 森内君。

○3番（森内哲也君） アドバイザーの方は第三者なんで、僕、確認しようと思えばできるかなと思っているんで、何かそうなんですということはちょっと確認して、いやそんなことは

言うてへんでみたいになったら、オープンに、じゃしてくれるんですかね。

○議長（植村ケイ子君） これはアドバイザーの意見を聞いて、町側は決めたということですよ。

町長。

○町長（森田浩司君） アドバイザーの意見もありますし、職員からの意見もありましたし、そこは相談しながら、今回こういうふうにしていこうということで、決定をさせていただきました。本当にワークショップというところ、私どももやったことない手法ですので、手探りというのが現状でございます。しっかりとその辺、共通のルールづくりができるのかも含めて、先ほど答弁でもありましたけれども、政策推進課とも連携をしながら行っております。その点でご理解いただけたらなというふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） 森内君。

○3番（森内哲也君） ちょっとかみついているような格好なんですけれども、というのは、町長、なるべく住民さん一丸となってみたいな公約があって、非常に賛成していることにちょっとここが僕としては逆光するんじゃないかと引っかかっているんで、こういう細かいことを聞いているんです。おかしいかなと思っています。もし少数のほうは忌憚ない意見が聞けるということが本当であれば、例えば第2回のタウンミーティングで14名の参加者で、職員さんが取り囲んでみたいなこと自体があり得へんやんと思うので、ちょっとこれは考えてほしいと思います。

傍聴可能やとしても、そんなたくさん傍聴来ないというのは非常に僕ら今のところわかっていることでもあるので、ここをかたくなに、いや、聞かさないとこだわるのは、何かどんどん自分のやりたいことと違う方向に行ってしまうんで、ちょっと考え直していただけたら、あるいは考え直していただかないといけないところかなと思っています。多分、これは部長のほうに言うべきことなのかもしれませんけれども、そんなふうに思っています。

あと、これ何回か開かれるときの人選については、では誰が選ばれたのかも僕らはわかるかもしれませんが、資料請求とかすれば。住民さんとかはわからないということですか。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 今回、1回目に関しては、該当する石見駅周辺の自治会の方に参加要請をさせていただいて、そこからの人選で集まっていたいただいたような経緯がございます。一般住民さんにはわからないということですが、それは確かにそうですけれども、自治会さんからの人選ということでご理解願いたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君。

○3番（森内哲也君） 第1回目はそうなんですけれども、第2回目とかは子育て世代の方とか、自営業の方ということなんで、そちらのほうとかどうですか。子育て世代の方とか、何か自営業やったら営利が絡んでいるから、誰選んでみたいな話も下手したらなりかねへんのかなと思ったりもするんですけれども、2回、3回に関しても自営業の方とか、子育て世代というだけで、誰やとわからへんのかなと心配しているんですけれども。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 3回目については、まだ確たる企画はできておりません。2回目については、現在、幼稚園へお願いしておるところでございます。幼稚園との話で決めていこうと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○3番（森内哲也君） そしたら第2回目は、幼稚園のお子さんがおられるというようなご家族、親御さんが対象ということは決まっているということですか。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） その方向で、幼稚園と調整させていただいております。

○議長（植村ケイ子君） その辺で森内君まとめてもらって、あと5分やから、ほかのところの再質問があれば。

森内君。

○3番（森内哲也君） 回答の最後のほうでも、まちづくり推進課とイノベーションと協力して、イノベーションのほうはファシリテーター入れてというので、ちょっと今までそういうことやったことないとかと言いますけれども、ほかの自治体とかやっていて、町長、勉強家なんでいろんな手法とか多分知っておられてのことだと思うんで、ここで改めて閉じてというのが僕はちょっと信じられないんですけれども、連携してということなんで、具体的に、言ったら今全く正反対のことをしようとしているふうには感じているんで、どういった連携になるのかなということを教えていただけたらと思います。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほど言いましたワークショップという手法が初めてのことです。どうしてええかも私らはつきり言うてわかりませんでした。それぞれの企画を持ち寄って、各担当者同士して、うちはこういうふうにしてする、うちはこういうふうにする

る。ファシリテーター入れてええんか、アドバイザーを入れたら、それもわかりません。だからいろんな方向性をもって試してやって、一番ええ方法を今後ワークショップも手法として考えていきたいということで打ち合わせをしております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君。

○3番（森内哲也君） 住民さんの意見を聞くというのは、ここのまちだけの課題だけじゃなくて、日本全国どこでもなので、いろんなことがされています。なので、閉じている話し合いとかをして試すとかというのは、もうあり得ないと思いますよ。本当に勉強していてとかいうのがあれば、推進委員会に聞くまでもなく。なので、ちょっとこの辺はもう一回考えていただけて、せっかくいいことをされていると思っています。行政のほうは、面倒くさいな、いろんな意見出てというのはあると思うんですけども、そこは町長、いやいや、これからはこうやねんというので、それこそさっき町長の号令で生駒やっているでみたいなどころなんですけれども、ちょっと本当にそこ押さえていただきたいところなので、協力して連携して当然やっていただけるとしますので、考えていただけたらと思います。

ということで、終わらせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（植村ケイ子君） 次に、2番議員、松本 健君の一般質問を許します。

2番議員、松本 健君。

○2番（松本 健君） ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は複合施設整備についてお伺いしたいと思います。特に公共施設等総合管理計画と複合施設整備の関係についてです。

まず、今までの流れを簡単におさらいしますと、複合施設整備については、平成29年1月に当時の学童保育施設の建設問題に関連して、放課後児童健全育成施設及び児童館の設置について審議するのではなく、公共施設総合管理計画をもとに複合施設化について検討していくという考えが示されました。その後、その2カ月後、平成29年3月に公共施設等総合管理計画というのが公開されました。この黄色いこれです。その1年後、平成30年3月に公共施設等総合管理計画に基づいて、複合施設整備基本構想というのが示されました。現在はこの

基本構想をもとに、基本計画を策定するという段階に入っているということになります。

そして、この基本計画によって今回の複合施設に何の機能を盛り込み、どれぐらいの規模のものにするのかが決まってくるということになっております。

私たちは、住民ニーズの把握に基づいて、何の機能を盛り込むかを検討するとともに、この複合施設が公共施設の一つとして、将来にわたって持続可能であるような財政面でも十分な検討を行う必要があると考えております。そこで、三宅町全体の公共施設、インフラの将来の持続可能性を検討した公共施設等総合管理計画が重要になってきます。

さて、この公共施設等総合管理計画によりますと、仮に現在の施設を今後も維持し続けるとした場合には、建物の維持、更新に年当たり、何かこの段階では年間5,600万かかりますというような数字が出ておりました。何か細かく見てみると、公民館は8年後に3,020万円で建てかえられるというような数字になっていて、おかしいなと思って関係部署に確認をしたところ、算出に誤りがあって、ほぼ1桁金額が違うというようなことが出てきました。その後、早急に見直しを行っていただきまして、現在、建物全体の維持費は5,600万じゃなくて、年間5億8,000万かかりますというような数字を伝え聞いております。

この計画によりますと、三宅町には公共建築物の数そのものが少なく、もともと削減できるような余剰は余りない状態で、施設の複合化等を検討することで、維持コストの削減を図っていきたいというようなことが書かれておりましたが、そもそもの数字が1桁間違っているというところで、結論もどんどん変わっていくんじゃないかなというふうに考えております。改めて施設の機能の維持コスト、電気代とかそういうのも含めて、見直しが必要ではないかと考えております。この見直しをなくして複合施設の基本計画を立てるということは、以前に突然、学童の施設を建てましたと言ったのと何ら変わりのない行いで、計画性はないんじゃないかなと言わざるを得ません。

最低でも、これから現在の施設規模を保ったまま維持更新を図っていく場合には、全体どれだけのコストがかかるのか。年間、先ほど5億、何億かかるというふうな話がありましたけれども、今の財政で過去5年間ほど、それだけの費用が本当に手当てされているのかどうか。これはもともと手当てされていないということは、先送りしていて、後でお金かかりますよというふうな話になるんで、過去5年ほどの実績、それを費用平準化するための積み立てみたいなのがどうなっているのか。

加えて、人口減少に伴って財政規模は縮小していくと思うんですけれども、それを加味した場合に、これから施設規模をどうしていくのかというのを押さえていく必要があります。

これらを踏まえた上で、複合施設整備に関して、公共施設管理として持続可能性を保つことを前提としたどの機能を盛り込めば、幾らまでのコストをかけることが可能なのか、そういった根拠を含めてお示しいただきたいと思います。複合施設の町民プロジェクト等いっぱい行われていますが、各機能を今までどおりに維持したら、これくらいかかる、この機能は幾らかかるというのを提示した上で、住民さんにどの機能が要りますかというのを聞くのが物事の順番じゃないかと思いますので、その辺のところの回答をお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 2番、松本議員のご質問に回答させていただきます。

まず、複合施設の整備に関して、公共施設管理として持続可能性を保つことを前提として、どの機能を盛り込めば幾らまでのコストをかけることが可能なのか、その根拠を含めてお示しくださいとのご質問ですが、議員ご承知のとおり、公共施設等総合管理計画において、公共施設に係る更新投資の試算に見直しの必要が発生したことから、議員が押さえておく必要があるとおっしゃっておられる総合管理計画を基準とした現有施設の維持管理に係る費用や実績、その根拠については再度精査しているところであり、早急に修正してまいりたいと考えております。

なお、中央公民館、旧つながり総合センター、人権センターの3つの施設を構造物標準建築費用単価にて算出した再建築費用については、中央公民館が約3億2,124万8,000円、旧つながり総合センターが約4億7,286万9,000円、人権センターが約2億7,766万8,000円となり、合計約10億7,178万5,000円となります。

もちろん松本議員がおっしゃるよう、複合施設の建設を計画する際、公共施設等総合管理計画が重要な役割と視点があることも認識しており、複合施設整備基本計画を策定する上で、現有の既存施設の再建築費や施設規模を保ったまま維持と管理、さらには定期的な更新を図っていく場合のランニングコストと、計画の策定中において複合施設に盛り込むべき機能がある程度取りまとめられた時点での本町のこれらの財政事情を勘案した複合施設の建設に係るイニシャルコストやランニングコストを比較検討していかなければならないことであり、それらのデータを検討する材料として提示することは行政の役割であると考えます。

今後、庁内での関係課長を中心としたワーキング部会において、それらのデータを検討した後、今回、見直し修正が必要となった公共施設等総合管理計画も含め、議会や町民ワークショップ等においても比較検討するデータ資料として提示し、基本計画の策定に当たり、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、ご理解とご協力を

お願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） 再質問、松本 健君。

○2番（松本 健君） 早急に総合計画を見直して、複合施設の計画に反映させていきたいというふうに回答されているんだと理解しました。総合計画をもとに複合施設を計画、もともとされていたんだと思います。平成30年、ことしの3月に基本構想というのが出ましたが、これは公共施設の総合管理計画をもとに計画、本当にされていたんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） ごめん。

○みやけイノベーション推進部長（森本典秀君） 松本議員の再質問にお答えさせていただきます。

基本構想の策定において、総合管理計画を全く踏まえていなかったというわけではございませんで、もちろん構想の策定時におきましては、延べ床面積や施設のデータ、それぞれの施設の状況や利用実態等も踏まえました。ただ、新しい施設になるものの規模や場所、確定しない部分が多くあったために、コスト面の検証を事前に行っておらず、現在に至ったことが原因であろうかと思います。もちろん、今後はワークショップやワーキング部会におきましても、ある程度の規模や機能案をまとめり次第、町長からの回答にありましており、比較検討できる資料としまして取りまとめていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） 松本 健君。

○2番（松本 健君） ちょっとしつこく聞かせていただきますけれども……ちょっとすみません、話を変えます。

いみじくも今回回答いただいたものの中に、中央公民館は建てかえるのに幾らかかりますであったり、旧つながりセンターは建てかえるのに幾らかかる、全部合わせると約10億幾らの金額になりますと。先ほどの森本部長の回答の中にも、総合床面積を引っ張ってきてというような言い方されていましたが、多分、構想の段階では中央公民館と旧つながりとか、ほかの施設の床面積を合わせて、これぐらいの床面積を維持した形で作り直そうかなというようなイメージを抱かれていたのかなというふうに想像はしておるんですが、それは結局、床面積をどこかで減らしていかなくちゃいけない、今後、公共施設を維持する費用を圧縮していかなくちゃいけないという考えをちょっと横に置いた考え方のように思うんですが、従来を維持するとしたらこれぐらいかなと。それをベースで考えられた今回の基本構想であるというふうに、私は感じております。

それとあわせて、今、総合計画のほうでこれだけ維持費がかかりますよ、50年後にじゃ10億がかかりますよと言ったら、毎年毎年、順番に建てかえるなり何なりするなりで、3億ぐらいのお金は必要ですというふうに言っていますけれども、ことしの予算、去年の予算、おとしの予算とかで、そういう施設の更新費用としてそれなりの費用が本当に積まれているのかどうかというのに関しては、今、何か回答いただけますでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森本部長。

○みやけイノベーション推進部長（森本典秀君） 今後の施設の維持管理費、更新に係る費用等も合わせまして、公共施設等の整備基金で積み立てを行っておりまして、今年度末で1億8,850万、約ですが、それぐらいの経費を積み立てながら、今後の財政に使っていききたいなという考えでございます。

○議長（植村ケイ子君） 松本 健君。

○2番（松本 健君） 見直した公共施設の総管理計画によると、建物に関しては、50年ならすと毎年5.8億のお金がかかりますというふうな数字になっております。毎年5.8億の基金を積み立てているのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 財政面ですので、私のほうから少し回答させていただきます。

先ほど今、説明ありました基金というのは、町財政の単費に当たる部分を補填するべく基金を積み立てているところでございます。既設の更新費用で今5億8,000万ということなんですけれども、当然、建設の場合には全てのコストを含めた財政シミュレーションしておりますので、そのときに使える有利な補助金でありますとか、起債というものがございまして、あくまでも公共施設総管理計画は試算ということで出しているのが現状でございます。

○議長（植村ケイ子君） 松本 健君。

○2番（松本 健君） そのとおりだと思います。50年後に建てかえるときに必要なお金はそのときに補助金を引っ張ってきて使えるというので、全部を積み立てていく必要はないと考えます。

そういう施設がここ全体で10個とか20個あるときに、どうやって平滑化して、積み立てじゃなくて順番にならすと、毎年5.8億の建物の更新が必要なわけですね。そしたら、ことしから5年以内に何かの建物を壊して、補助金引っ張ってきますと。次、5年後から10年後に何かの建物を潰して、補助金引っ張ってきますと。そういった平準化するための計画とい

うのが必要だと思うんですけれども、前回の公共施設総合管理計画では年間5,000万とかというんだから、そういう意味じゃ何かそれこそ積み立てでいけちゃうじゃないのという感じだったんですけれども、年間5億なんだからちゃんとした計画が必要だと思うんですけれども、そういう計画をなくして、今ここで新たな複合施設を前と同じ規模で建てるということは、何かちょっと順番が違うんじゃないかなというふうに感じますがいかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） はい。

○みやけイノベーション推進部長（森本典秀君） 今、議員おっしゃったように、全ての施設の同じような、今、先ほど町長から回答ありました10億で全部建ててしまうという話ではなかろうかとももちろん思っています。

まず、施設の統合におきましては、やっぱり機能面をもちろん優先して、いろいろな機能を加えていき、旧の既存施設のある機能ももちろんですが、複合化と同時に新たな機能を盛り込むことも、今後の施設に関しましてはいいことだと思われまますので、その辺も踏まえましていろいろ考えていきたいと思っております。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 議員おっしゃっているとおりですけれども、まず複合化を図っていくことで、今ばらばらにある施設で同じ規模にした場合、維持管理のコストというところはたくさんかかっていく。それを複合化で1つにすることによって、ランニングのコストも下げていくことというのは可能かと考えております。その中で同一規模あっても、決して同一規模で延べ床面積を下げていかなければいけないという考え方ももちろんあるんですけれども、1つにすることによってランニングを落として、延べ床面積をさらに同一規模、コストを落としながらの同一規模もしくは少し大きな機能も、延べ床というところも考えていけるのかなと。そういったところで、複合化のメリットというところが発生するのかなというふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本 健君。

○2番（松本 健君） 早急に見直していただきまして、建物の更新費用と維持管理費用をどうやって圧縮するかというのを示した上で、複合施設の次は基本構想ではなく基本計画になるんでしょうけれども、出していただけるものと確信しております。

ちょっとさかのぼりますけれども、この基本構想を作成する際に、なぜこんな1桁違うような数字が発見できなかったのかについては、どのようにお考えでしょう。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 議員ご指摘のように、総合管理計画は平成29年3月策定でございます。旧の担当で、我々総務部で担当したものでございますけれども、今回、確におっしゃるように、議員のご質問、ご指摘があつてわかつたところでございますけれども、もとになっております各施設のカルテというのがございますけれども、こちらのほうでは数字に誤りはございません。最終的に先ほどのご説明いたしました施設の財政シミュレーションという部分なんですけれども、単にグラフでの1桁誤りというのがわかつたわけなんですけれども、発見できなかった我々にも確かに非があるわけでございまして、この辺はもうご容赦いただきたいとしかお答えできないです。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今後このようなことがないように、行政しっかりと業務に務めてまいりたいと思っております。今回のミスにつきましては、本当に大変申しわけございません。今後ないように気をつけていきたいというふうに思っております。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員。

○2番（松本 健君） 今後ないようにというふうにおっしゃいますけれども、これはどうすればこういうことがなくなるとお考えですか。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） しっかりとチェック体制というところ、課長、部長も含めながら管理体制というか、チェック体制というところをしっかりと整えていくことが、まず重要なというふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本 健君。

○2番（松本 健君） 個人的な感覚なんですけれども、今回、複合施設を建てるということが課題になりました。そういった場合に、これはどれぐらい費用がかかつて、どれぐらい前に比べてコストを抑えなくちゃいけないのかということが常に頭の片隅にあれば、これを発行する段階じゃなくても、構想を立てている最中に、担当の方でも誰でも気づくんじゃないかなと私は感じます。もともとコスト意識が薄いから、こういう金額のところで見落としが出てくるんじゃないかなというふうに考えます。

誰でも人間失敗するものですけれども、失敗した場合には何で失敗したのかなというのをある企業ではなぜ、何を5回やるとかと。何で失敗したのかと、忘れていましたと。何で忘れたのか、何とかかんとかと。深く深く追求して、自分たちの糧にするというような形が当たり前だと思うんですけれども、特にコストに対する感覚について、皆さんちょっともう敏

感になっていただきたいというふうに感じます。

今回は複合施設についてだけですけれども、公共施設総合管理計画というのは、建物と合わせて水道とかのインフラ、全てに対してこれから持続可能性があるのかどうかというのを問うすごく大事なある基準に従って算出した一つのものになると思います。例えば教育関係であれば、学校の建物というのは全体の建物の2割ぐらい占めているみたいですが、維持するのにそれだけの費用がかかるわけなんです。それだけの費用が捻出できているのか。どうやって建てかえの費用を平準化するのかというのは、それぞれの部、教育関係であれば教育関係、まちづくりはまちづくり、福祉は福祉で、全てにとって必要なことだと思います。今年度の決算の委員会等もございますけれども、その際にはそういった観点で、前年度の決算がどういうふうになっているのかをしっかりと見させていただきたいと考えておりますので、そのつもりでやらさせていただきます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 松本 健君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の定例会に通告されました一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（植村ケイ子君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日11日より20日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、9月21日午前10時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会いたします。皆様、お疲れさまでした。

（午後 0時25分）

平成30年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 平成30年9月21日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬 角 清 司	松 本 健	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
植 村 ケイ子	川 口 靖 夫	池 田 年 夫
辰 巳 勝 秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	松 浦 功 治
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	森 本 典 秀
総 務 部 長	岡 橋 正 識	健康子ども局長	宮 内 秀 樹
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	教育委員会事務局長	東 浦 一 人
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	川 人 哲 也		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

8 番 議 員	川 口 靖 夫	9 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	---------	---------

平成30年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

平成30年9月21日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

特別委員長及び常任委員長報告

(1) 決算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設委員会委員長報告

(3) 福祉文教委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（植村ケイ子君） 皆さん、おはようございます。

定刻より何秒かぐらいは早いんですけども、おそろいようですので始めたいと思います。

平成30年9月三宅町議会第3回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。よって、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、特別委員長及び常任委員長の報告についてを議題とします。

去る9月10日の本会議において、常任委員会並びに決算審査特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、9月12日と13日に開会されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、池田年夫君。

○決算審査特別委員会委員長（池田年夫君） 皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会委員長の委員長報告を行います。

去る9月5日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、10日に当委員会に審査付託を受けました平成29年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計歳入歳出決算について、予算の執行が関係法令に沿って適切かつ効率的に行われたかどうか、行政効果が発揮できたか、行政運営が万全に図られているかなどについて視点を置き、去る12日、13日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

最初に、ご承知のとおり、財政健全化法に係る健全化判断比率報告で、実質公債費比率については、平成28年度より29年度は3.7%から6.5%になり、将来負担比率についても25.1%

から60.6%になっています。

それではまず、平成29年度三宅町一般会計歳入歳出決算について、歳入決算額は35億8,385万4,771円で、歳出決算額は33億8,266万3,237円、歳入歳出差引額は2億119万1,534円であります。

次年度への繰り越す事業として、公共施設耐震化事業、上但馬火葬場煙突及び火葬炉解体事業、交通安全対策事業、社会資本整備総合交付金事業、近鉄石見駅周辺整備事業に係る一般財源分である繰越明許繰越金2,614万4,000円と純繰越金1億7,504万7,534円となっています。

次に、歳入について主なものについては、町税で6億4,972万3,796円となり、徴収率は99.4%、歳入決算額に占める割合は18.1%になっております。

地方譲与税及び各交付金収入では1億4,215万4,000円で、歳入決算額の4.0%であります。

地方交付税は16億2,332万5,000円、歳入決算額の45.3%になっております。

分担金及び負担金並びに使用料及び手数料では、幼稚園保護者負担金、式下中学校普通交付税負担金を初め、町営住宅使用料並びに指定ごみ袋売り払い手数料ほか、各施設使用料等を含め1億568万9,817円で、歳入決算額の2.9%となっております。

国・県支出金では、児童手当交付金、障害者自立支援給付費負担金、地方創生推進交付金等、臨時福祉給付金事業補助金等、社会資本事業補助金、子ども・子育て支援交付金、衆議院議員選挙事務委託金、県民税徴収事務委託金等を合わせて4億4,051万8,327円となり、歳入決算額の12.3%になっております。

財産収入では、土地売り払い収入、各基金利子等を合わせて1,546万260円となり、歳入決算額の0.4%になっております。

寄附金では、ふるさと納税等で2,906万1,000円があり、歳入決算額の0.8%となっております。

繰入金並びに繰越金では、ふるさと納税基金繰入金、公共施設整備基金繰入金、前年度歳計剰余金繰越金及び繰越明許繰越金を合わせて2億2,209万1,584円となり、歳入決算額の6.2%となっております。

諸収入においては、市町村振興宝くじ収益金、住宅新築資金等貸付金元利収入、田原本町灰の埋め立て終了に伴う負担金償還金、職員駐車場収入、コミュニティ助成事業助成金等を合わせて5,542万2,987円となり、歳入決算額の1.5%となっております。

町債では、臨時財政対策債、一般単独事業債、過疎対策事業債、清掃運搬施設等整備事業

債、公共事業債、緊急防災減債事業債を合わせて 3 億 40 万 8,000 円となり、歳入決算額の 8.4%となっております。

次に、歳出については、予算額に対する執行率は 92.5%となっており、そのうち議会費は 6,678 万 4,727 円で歳出決算額に占める割合は 2.0%、総務費は総務管理費、徴税費等ほかで 7 億 9,795 万 2,420 円の 23.6%の執行となっております。

民生費については、社会福祉費、児童福祉費を含め 10 億 5,319 万 9,547 円の 31.1%となり、衛生費では、保健衛生費、清掃費等を含め 2 億 7,903 万 6,782 円の 8.2%であります。

次に、農林水産業費及び商工費は合わせて 4,330 万 4,775 円の 1.3%で、土木費は、土木総務費、道路橋梁費、都市計画費、住宅費等を含め 4 億 4,954 万 5,841 円の 13.3%となっております。

消防費については 1 億 6,991 万 8,965 円の 5.2%となり、教育費では、小・中学校費及び社会教育費等を含め 2 億 284 万 1,310 円の 6.0%であります。

公債費については、元金利子を含め 3 億 2,007 万 8,870 円で 9.5%の執行であります。

執行された中でも主な支出の内容は、決算のあらましから、会計全体の人件費で 9 億 5,606 万円となり、歳出決算額の 28.3%となっております。

補助費等については、奈良県広域消防組合分担金、三宅町社会福祉協議会運営事業費補助金、国保中央病院組合負担金、シルバー人材センター運営負担金並びに式下中学校組合負担金等で 3 億 7,132 万 6,000 円となり、歳出決算額の 11.0%になっております。

繰出金は、各特別会計への繰出金として 4 億 5,206 万 3,000 円となり、歳出決算額の 13.4%を占めております。

また、投資的経費については、総務費や土木費の普通建設事業費が 3 億 1,978 万 8,000 円となり、歳出決算額の 9.5%になっております。

次に、審査経過について申し上げます。

歳出では、総務費においては、地域公共交通事業について、U I ターン促進事業について、地方創生推進委員会事務局費等について、広報紙発行経費について、ふるさと三宅創生事業について、複合施設整備基本構想について、町職員の人数・人件費の抑制について、庁舎施設管理委託料について、職員駐車場経費について、職員研修経費について、町例規集システム運用及び追録に係る経費について、防犯カメラの管理に係る経費について、ふるさと納税推進事業について、戸籍・住民基本台帳事務消耗品についてを。

そして次に、民生費については、つながり総合センター解体工事設計業務委託料について、

友愛チーム訪問活動事業について、高齢者施設管理運営事業について、高齢者福祉事業について、介護給付費特別会計繰出金について、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定事業について、介護人材確保支援事業について、障害者計画策定事業について、各種団体への負担金及び交付金について、障害児支援事業について、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業について、保育所入所事務事業費について、児童虐待防止対策事業について、放課後児童健全育成事業運営業務委託料について、みやけ育児・育自・育地子育てプロジェクト事業について、子育て支援センター利用者の増加についてを。

そして次に、衛生費については、上但馬火葬場の解体工事について、保健福祉施設管理運営事業について、健康づくり事業について、みんなでやろう！健康チャレンジについてを。

そして次に、農林水産業費については、多面的機能支払交付金について、土地改良施設維持管理適正化事業について、屯倉ブランドと食の連携によるしごと創出事業について、ため池施設維持管理委託料についてを。

そして次に、商工費については、タウンプロモーション事業について、恋人の聖地事業についてを。

次に、土木費については、三宅2号線歩道整備工事について、社会資本整備総合交付金事業について、LED防犯灯設置工事について、カーブミラー取りかえ工事について、都市計画策定事業について、近鉄石見駅周辺整備事業について、空き家対策について、公園遊具施設点検業務委託料について、公園維持管理業務委託料についてを。

そして次に、消防費においては、奈良県消防防災ヘリコプター運行連絡協議会負担金について、災害に強い町づくり事業についてを。

次に、教育費においては、学校図書支援員賃金について、外国語指導助手派遣業務委託料について、施設維持管理等運営経費について、学校給食費について、社会教育関係団体活動補助金について、青少年健全育成事業について、文化ホールの運営について、公民館修繕・補修費について、公民館図書室運営経費について、公民館分館補助金について、社会体育に関するスポーツ推進について、おのこの質疑いたしました。

次に、歳入についての質疑としては、ふるさと三宅創生事業について、不動産売り払い収入について、一般寄附金について、地方交付税について、ふるさと納税について、町民税・法人税・町たばこ税について、個人県民税に係る徴収取扱費について、後期高齢者医療負担返還金について、幼児園保護者負担金について、文化ホール使用料について、文化祭貸し出し用物品使用料についての質疑を行いました。

また、今後の予算編成時における町の対応を確認し、一般会計の歳入歳出決算については、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成29年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額 9 億4,958万7,789円に對しまして、歳出決算額は 9 億4,396万4,074円で、実質収支は562万3,715円となった決算内容であり、歳出では、人間・脳ドック助成費について、特定健康診査等事業についてを、歳入では、督促手数料についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

続いて、平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算については、歳入決算額 1 億1,159万1,108円に對しまして、歳出決算額は 1 億1,156万9,508円で、実質収支額は 2 万1,600円の決算内容であり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成29年度三宅町介護保険特別会計決算については、歳入決算額は 7 億2,213万8,141円に對しまして、歳出決算額は 6 億8,833万7,586円で、実質収支額は3,380万555円であり、歳出では、介護認定審査について、地域包括支援運営事業費について、地域包括支援センター事業についてを、歳入では、介護扶助審査及び判定等事務委託金についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成29年度公共下水道事業特別会計決算については、歳入歳出決算額はともに 3 億7,041万6,900円となり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成29年度三宅町水道事業会計決算については、収益的収入決算額は 1 億8,106万22円に對しまして、支出決算額は 1 億6,866万2,988円で、収支差引額は1,239万7,034円となっております。

また、資本的収支における収入決算額は3,271万2,000円、支出決算額は4,548万6,093円で、収支差引額は1,277万4,093円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金から同額が補填された内容であり、有形固定資産減価償却費についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会に付託されました平成29年度各会計決算の審査経過であり、また、各事業の費用対効果を含めた側面からも審議し、いずれも原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（植村ケイ子君） 続いて、9月14日午前9時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、辰巳光則君。

○総務建設委員会委員長（辰巳光則君） それでは、総務建設委員会委員長報告を行います。

去る9月10日、第3回定例本会議において、総務建設委員会に付託を受けました各議案について、14日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告します。

まず、議案第34号 平成30年度三宅町一般会計第1回補正予算案について、歳入では、繰入金、前年度歳計剰余金繰越金確定に伴う増額により9,665万7,000円の減額補正がされています。

繰越金では、平成29年度決算額の確定に伴う前年度歳計剰余金繰越金1億6,504万7,000円の増額補正がされています。

諸収入では、一般コミュニティ助成事業の採択による100万円及び消防団員安全装備品整備等助成事業の採択による10万7,000円の増額と、まちなか再生支援事業補助金の不採択による473万円の減額したことにより、合計で362万3,000円の減額補正がされています。

町債では、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことによる503万7,000円の減額と、複合施設整備事業として過疎対策事業債への財源振り替えに伴う450万円を増額したことにより、合計で53万7,000円の減額補正がされています。

次に、歳出について、総務費において、地方公務員法の改正による条例設置等関係例規整備委託料205万2,000円の増額、コミュニティ助成事業の採択に伴う石見自治会への補助金100万円の増額、公債償還基金積立金6,387万円の増額、ふるさと納税基金積立金201万4,000円の増額がされています。

土木費では、公共下水道特別会計資本費平準化債の発行可能額確定により、公共下水道特別会計繰出金540万円の減額補正がされています。

また、総務費の企画費及び消防費では、過疎債などの充当による財源内訳の変更がされています。

次に、審査の経緯について。

歳出では、地域コミュニティ助成事業補助金について、会計年度任用職員制度についてを、歳入では、まちなか再生支援事業補助金不採択について、一般コミュニティ助成事業助成金についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第38号 平成30年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算については、歳入では、繰入金において、公共下水道事業資本費平準化債の発行可能額が確定により、一般会計繰入金の540万円が減額され、町債において、過疎対策事業債への財源振替による予

算調整として540万円の増額がされています。

歳出では、歳入補正の繰入金と町債に伴う財源更正がされており、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第39号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更については、新たに対象となる事業の追加を行い、地方債対象の拡充を行う必要が生じたため、計画の変更を行うもので、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

以上が、総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。

また、当初予算に関する経過状況について、三宅町タウンプロモーション事業の進捗状況と効果測定について、タウンミーティング、まちづくりトークを通じて行政が得たものについて、庁舎電灯のLED化の進捗状況と効果について、町外のふるさと納税寄附による住民税の影響額について、工業ゾーンエリアと企業誘致の現状について、キッチンカーの貸し出し状況と今後の見通しについて、町道の維持についてなど、24項目にわたり質疑を行ったことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（植村ケイ子君） 続いて、9月18日午前9時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、森内哲也君。

○福祉文教委員会委員長（森内哲也君） 福祉文教委員会の報告をさせていただきます。

去る9月10日、第3回定例会本会議において福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、18日に福祉文教委員会を開催し、審議をいたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

議案第34号 平成30年度三宅町一般会計第1回補正予算案について、歳入では、国庫支出金において、介護保険料軽減強化負担金の過年度分3,000円の増額及び国民年金制度改正システム改修に係る国民年金事務等交付金51万9,000円の増額したことにより、合計で52万2,000円の増額補正がされています。

県支出金では、国庫支出金と同様に介護保険料軽減強化負担金の過年度分1,000円の増額及びひとり親家庭等医療費助成及び乳幼児医療費助成補助金の追加交付に伴う69万8,000円の増額したことにより、合計で69万9,000円の増額補正がされています。

歳出では、民生費において、心身障害者医療費助成事業及び障害児支援事業の平成29年度実績の確定に伴い、国・県補助金の返還金75万2,000円の増額、老人医療費助成事業の平成

29年度実績の確定に伴い、県補助金の返還金16万1,000円の増額、国民年金免除制度改正に伴うシステム改修委託料51万9,000円を増額したことにより、合計で143万2,000円の増額補正がされています。

衛生費では、産前・産後サポート事業の平成29年度実績の確定に伴い、国庫補助金の返還金48万3,000円の増額補正がされており、産前・産後サポート事業についての質疑を行い、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第35号 平成30年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算案について、歳入では、繰入金において、前年度繰越金の額の確定により、国保基金繰入金1,492万2,000円の増額補正がされ、繰越金では、前年度歳計剰余金の額確定により376万円の増額補正がされています。

歳出では、保健事業費において、特定健診対象者のうち、歯周病検診申し込み者の増加を見込み、受診率目標を上方修正したことから、役務費、委託料で87万9,000円の増額補正がされています。

諸支出金では、国・県支出金等の確定に伴う返還金1,780万3,000円の増額補正がされており、歯周病検診事業について質疑を行い、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第36号 平成30年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算案については、歳入は、前年度歳計剰余金の確定による繰越金2万2,000円の増額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度保険料の広域連合への負担金2万2,000円の増額補正であり、原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第37号 平成30年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算案については、歳入では、支払基金交付金で平成29年度の実績報告に伴う追加交付があり、介護給付費交付金11万1,000円の増額補正がされ、繰入金では、介護給付費準備基金繰入金を500万3,000円減額補正し、繰越金では、決算の確定に伴う繰越金3,370万円が増額補正されています。

歳出では、保険給付費で介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、その他諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費においては、財源内訳として基金からの繰入金をそれぞれ減額し、一般財源に変更を行っています。

次に、諸支出金の償還金及び還付加算金では、地域支援事業交付金の実績に伴う国及び県への返還金として551万5,000円の増額補正がされ、基金積立金では、前年度繰越剰余金の確定により、準備基金への積み立てのため2,329万3,000円の増額補正がされており、原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

以上が、福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。

また、当初予算に関する経過状況について、14項目にわたり質疑を行いました。

三宅社会福祉協議会によるあざさ苑内の運営に関し、不適切な業務処理がされていないかを質疑し、担当課として、実態を把握し、再び不祥事等起こることのないよう努めるとの回答を得ました。

また、あざさ苑のお風呂の平成30年度に入ってから修繕状況を確認し、お風呂の維持管理に係る費用の見通し及びあざさ苑全体の維持管理に対する見通しについて質疑をしました。あざさ苑のお風呂の今後10年、20年先を見越した方針については、大規模改修が必要な事態が発生すれば、廃止の検討も視野に入れる方針であり、あざさ苑全体については、町内で新しいほうの施設であり、福祉・保健衛生の機能を担う施設であることから、継続できることを念頭に入れ、維持管理を計画的に考えたいとの回答がありました。

また、上但馬団地児童館については、新たに建設を検討している複合施設内に児童館機能を入れるという構想もあるため、その成り行きを見ながら、維持管理については考えたいとの回答を担当課から得ました。

また、みやけ育児・育自・育地子育てプロジェクト事業の進捗状況と効果測定について、今後の行事予定についても回答を得ました。来年度より地方創生の補助金がなくなることになり、行事のあり方については検討中であるとの回答もありました。

また、ことし4月から国民健康保険の県単位化が始まっていることによる問題点について質疑し、統一されたことによる転入者のデータの把握が困難な場合がある。そういうことがある一方、加入者への通知などでは県全体として行える、そういうメリットもあるとの回答を得ました。

また、地域包括システムの構築についての質疑では、地域における介護ニーズを抱える住民の実態把握をする場合において、閉じこもり高齢者、かかわり拒否者など、地域との接点が少ない住民の把握と支援の方法に課題を抱えている、そういう回答を得ました。

また、生活支援コーディネーター配置事業の進捗状況について、コーディネーターが見つからない場合の対応策についても検討しているとの回答も得ました。

また、今年度から開始されている三宅町幼小中学校校長会についての質疑では、改めて設立の経緯と意義を説明いただきました。

ほか小学校空調設備設計委託の進捗状況について質疑し、現時点では、ガスまたは電気の

どちらの熱源にするかは決まっていないが、補助金の申請は7,500万円としているとの回答を得ました。

学校管理費に関しては、現在、学童保育のために使用している教室について、仮に学童保育が複合施設に移動すると教室があくことになるが、その場合の活用方法などの案があるのかという質疑に対し、学童保育のために借りている教室を借りる前の現状に復帰して小学校に返還し、今後の利用などの方針は小学校長が決めるとの回答がありました。

この点については、小学校といえども町の施設であるため、空き教室であれば、その使用について小学校の校長ではなく、町として空き教室利用について計画できるのではないかと議論が起きました。しかし、町としては、当初教室を借りた経緯が5年間使用目的のない余裕教室であるかどうかという小学校の判断を得ず、急遽、学童保育のために教室をあけてもらったということもあり、一旦は小学校に学童保育で使った教室を返し、その使用については、まず、学校教育の現場の長である校長の判断を仰ぐという方向であることを再確認しました。

以上のような質疑をしたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（植村ケイ子君） ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑は終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） ただいま、決算審査特別委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、福祉文教常任委員会委員長の報告がありました。

私は、決算審査特別委員会の中で審査された三宅町平成29年度一般会計決算並びに国民健康保険会計、介護保険会計の3議案に対して反対の討論を行います。

平成29年度三宅町一般会計決算案は、平成29年度4月に総務省から過疎地域に指定され、9月から過疎地域自立計画に基づいて過疎債の申請が行われ、15件、1億8,815万円が行われています。過疎債は7割が交付税として処置されますが、5,644万5,000円が町債となります。これが将来負担比率60.6%と、将来の住民に負担を負わせることになっています。

国民健康保険会計、介護保険会計についても、決算資料の最後に掲載されておりますが、消費税の引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられている社会保障4経

費その他社会保障施策に関する経費を平成27年度から昨年度まで一覧にしてみますと、社会保障財源分の市町村交付金の合計も平成27年度が4,900万円から29年度には4,198万円と702万円の減となり、国・県の支出金も4,780万円減、反対に三宅町の一般財源からの持ち出し分は2,398万円増となっています。

また、滞納についても町民税、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険合計で、平成28年度の4,179万円から平成29年度は4,494万円と315万円増となっており、住民の生活が苦しくなっていることを示しています。

政府の地方創生事業として、三宅町でも平成27年度から稼げる農業創出事業（屯倉ブランドと食の連携によるしごと事創出事業）、みんなでやろう！健康チャレンジ事業が政府の地域創生事業は長くても5カ年以内で、地方創生という交付金を平成29年度はまち・ひと・しごと総合戦略を閣議決定し、4つの政策目標、1、地方の雇用創出、2、地方への人の流れ、3、結婚・出産・子育て支援、4、町づくり、地域連携を示され、三宅町では平成29年度地方創生推進交付金532万円の歳入で、みやけ育児・育自・育地子育てプロジェクト事業、屯倉ブランドと食の連携によるしごと創出事業の2つの事業をやっています。この事業も期限が来れば国からの交付金がなくなり、今後独自に事業を継続していくのかどうか問われます。

そして、同和対策事業特別措置法が廃止され16年にもなるのに、県からの隣保館の補助金など、いまだに続けられており、一部の地域の憩いの家の管理運営事業に、他地域よりも委託という名のもとに多く支出されています。同和施策に終止符を打ち、終結宣言を行い、分け隔てなく住民サービスを行い、住民奉仕の自治体にしていくべきであります。

国民健康保険税の現年度未済額が158件、介護保険は普通徴収の現年度未済額が115件、今までの滞納は253件にもなっています。国民健康保険者の年収200万円以下が80%近くある中で、これだけの滞納があるということは、保険税が高過ぎるから払えないということを示しています。

住民税や固定資産税、国民健康保険、介護保険等の滞納額は平成28年度4,179万円から29年度4,494万円と315万円の増となり、三宅町も高齢化に伴い貧困化が進んでいるということを示しているのではないのでしょうか。

以上で、三宅町平成29年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の反対討論を終わりますが、他の議案については、過疎地域自立促進計画の変更についてであります。14項目の事業追加であります。平成30年度の予算でも、歳入で2億2,728万円、歳出で

3億6,499万円となっています。過疎債といえども借金であります。過疎債に頼らない財政運営を求めることを指摘し、賛成といたします。

以上で討論を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論を終わります。

お諮りします。

認定第1号 平成29年度三宅町一般会計決算認定についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立多数と認めます。

本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第2号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第3号 平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第4号 平成29年度三宅町介護保険特別会計決算認定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

認定第5号 平成29年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定についてより認定第6号
平成29年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの2件を採決します。

採決は起立で行います。

本2件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本2件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第34号 平成30年度三宅町一般会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第35号 平成30年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてを採決しま
す。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第36号 平成30年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてを採決し
ます。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第37号 平成30年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第38号 平成30年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第39号 三宅町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長(植村ケイ子君) 以上で、本定例会に提出されました案件はすべて議了しました。

閉会に当たりまして、森田町長よりご挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、三宅町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る9月5日の開会以来、17日間にわたり慎重審議を賜り、平成29年度一般会計決算を初めとする決算認定6件、平成30年度一般会計補正予算を初めとする補正予算5件、議決案件1件、人事の同意1件の計13件について、各議案全て原案どおり認定、可決、同意をいただきましたことにつきまして厚く御礼申し上げます。

さて、7月から続いた猛暑は、今月に入り一段落したとは感じますが、気象庁が災害級と

する近年の気温上昇は教育環境にも大きな影響を及ぼしており、文部科学省においても、学校教室の温度基準が50年ぶりに30度から28度に改定されております。

命を守る取り組みとして、来年夏までに小学校のエアコン設置を完了するよう、できる限りの努力をしてまいる所存でございます。12月議会においては、工事費を追加する補正予算の提出を考えております。あわせて、式下中学校においても、川西町と連携してエアコン設置に取り組んでまいりたいと考えており、9月7日の式下中学校議会において、設計費に係る補正予算の議決を賜ったところでございます。本件につきましては、今後とも議員皆様には最大のご理解とご協力をお願いするものでございます。

また、複合施設建設計画については、来年度の予算要求に向けて意見の取りまとめと丁寧な説明に努めてまいる所存でございます。

最後になりましたが、議員皆様方には残暑の厳しい折、ご自愛いただきますようお願い申し上げますとともに、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植村ケイ子君） 平成最後の年、7月豪雨災害や北海道胆振東部地震、各地において被災された方々の一刻も早い復旧を願い、引き続き皆様方のご支援を賜りますようお願い申し上げます、平成30年9月三宅町議会第3回定例会を閉会いたしたいと思っております。

皆さんご苦労さまでした。

（午前10時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員